

- 同(保岡興治君紹介)(第二三四四号)
 同(山崎拓君紹介)(第二三三五号)
 同(赤城宗徳君紹介)(第二二八〇号)
 同(浦野休興君紹介)(第二二八一号)
 同(衛藤征士郎君紹介)(第二二八二号)
 同(小川元君紹介)(第二二八三号)
 同(亀井静香君紹介)(第二二八四号)
 同(倉成正君紹介)(第二二八五号)
 同(左藤恵君紹介)(第二二八六号)
 同外一件(砂田重民君紹介)(第二二八七号)
 同(田原隆君紹介)(第二二八八号)
 同(田村良平君紹介)(第二二八九号)
 同外一件(戸沢政方君紹介)(第二二九〇号)
 同外四件(中川昭一君紹介)(第二二九一号)
 同外一件(野田毅君紹介)(第二二九二号)
 同(羽田孜君紹介)(第二二九三号)
 同(一田孝治君紹介)(第二二九四号)
 同(前田武志君紹介)(第二二九五号)
 同(村岡兼造君紹介)(第二二九六号)
 同外一件(山口敏夫君紹介)(第二二九七号)
 同外三件(綿貫民輔君紹介)(第二二九八号)
 同(甘利明君紹介)(第二二九九号)
 同(井出正一君紹介)(第二三〇〇号)
 同外一件(石渡照久君紹介)(第二三一一号)
 同(稻葉修君紹介)(第二三一二号)
 同(上村千一郎君紹介)(第二三一三号)
 同(小川元君紹介)(第二三一四号)
 同(大野功統君紹介)(第二三一五号)
 同(後藤田正晴君紹介)(第二三一六号)
 同(塙川正十郎君紹介)(第二三一七号)
 同外一件(額賀福志郎君紹介)(第二三一八号)
 同(羽田孜君紹介)(第二三一九号)
 同(平沼赳夫君紹介)(第二三二〇号)
 同(一田孝治君紹介)(第二三二一号)
 同(前田武志君紹介)(第二三二二号)
 同(宮崎茂一君紹介)(第二三二三号)
 同月十日
 同(山崎拓君紹介)(第二三二四号)
 同(保岡興治君紹介)(第二三二五号)
 同(山崎拓君紹介)(第二三二六号)
 同(岸田文武君紹介)(第二三二七号)
 同(森下元晴君紹介)(第二三二八号)
 同(若林正俊君紹介)(第二三二九号)
 同(村井仁君紹介)(第二三二九五号)
 同外三件(森喜朗君紹介)(第二三二九六号)
 同(野口幸一君紹介)(第二三二九七号)
 同外一件(牧野隆守君紹介)(第二三二九八号)
 同(土井たか子君紹介)(第二三二九九号)
 同(二田孝治君紹介)(第二三三〇号)
 同(前田武志君紹介)(第二三三一一号)
 同外一件(森喜朗君紹介)(第二三三二号)
 同(若林正俊君紹介)(第二三三三号)
 同(村山喜一君紹介)(第二三三三号)
 同(安井吉典君紹介)(第二三三三号)
 同(安田修三君紹介)(第二三三三号)
 同(岩佐恵美君紹介)(第二三三五号)
 同(岡崎万寿秀君紹介)(第二三三六号)
 同(金子満広君紹介)(第二三三七号)
 同(工藤晃君紹介)(第二三三八号)
 同(見玉健次君紹介)(第二三三九号)
 同(瀬長龜次郎君紹介)(第二三三九〇号)
 同(中島武敏君紹介)(第二三三九一号)
 同(松本善明君紹介)(第二三三九二号)
 同(山原健一郎君紹介)(第二三三九三号)
 同外四件(中川昭一君紹介)(第二三三九四号)
 同(二田孝治君紹介)(第二三三九五号)
 同(栗屋謙信君紹介)(第二三三九六号)
 同外一件(石川要三君紹介)(第二三四四五号)
 同(鹿野道彦君紹介)(第二三四六号)
 同(亀井善之君紹介)(第二三四七号)
 同(岸田文武君紹介)(第二三四八号)
 同(小泉純一郎君紹介)(第二三四九号)
 同(小坂善太郎君紹介)(第二三四〇号)
 同(小坂徳三郎君紹介)(第二三四一号)
 同(田原隆君紹介)(第二三四二号)
 同(近岡理一郎君紹介)(第二三四三号)
 同(藤波泰生君紹介)(第二三四六号)
 同外四件(中川昭一君紹介)(第二三四四五号)
 同(中島衛君紹介)(第二三四五六号)
 同(山原健一郎君紹介)(第二三四五七号)
 同(二田孝治君紹介)(第二三四五八号)
 同(山下元利君紹介)(第二三四五六号)

○山花委員長 本法案の審議も終わりに近づいてきました。山花貞夫君。
 同(山下徳夫君紹介)(第二四六一号)
 同(若林正俊君紹介)(第二四六二号)
 法務局 更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第二五一八号)
 同(伊藤茂君紹介)(第二五二九号)
 同(金子みつ君紹介)(第二五二〇号)
 同(川崎寛治君紹介)(第二五二一号)
 同(川俣健一郎君紹介)(第二五二二号)
 同(河上民雄君紹介)(第二五二三号)
 同(金子みつ君紹介)(第二五二四号)
 同(坂上富男君紹介)(第二五二五号)
 同(田中寅利君紹介)(第二五二五号)
 同(高沢寅男君紹介)(第二五二六号)
 同(土井たか子君紹介)(第二五二七号)
 同(中沢健次君紹介)(第二五二八号)
 同(野口幸一君紹介)(第二五二九号)
 同(野口幸一君紹介)(第二五二九号)
 同(土井たか子君紹介)(第二五二九号)
 同(中井吉典君紹介)(第二五二九号)
 同(安井吉典君紹介)(第二五二九号)
 同(岩佐恵美君紹介)(第二五二九号)
 同(村山喜一君紹介)(第二五二九号)
 同(岡崎万寿秀君紹介)(第二五二九号)
 同(金子満広君紹介)(第二五二九号)
 同(工藤晃君紹介)(第二五二九号)
 同(見玉健次君紹介)(第二五二九号)
 同(瀬長龜次郎君紹介)(第二五二九号)
 同(中島武敏君紹介)(第二五二九号)
 同(松本善明君紹介)(第二五二九号)
 同(山原健一郎君紹介)(第二五二九号)
 同外四件(中川昭一君紹介)(第二五四四五号)
 同(中島衛君紹介)(第二五四五六号)
 同(二田孝治君紹介)(第二五四五七号)
 同(前田武志君紹介)(第二五四五八号)
 同(牧野隆守君紹介)(第二五四五九号)
 同(宮下創平君紹介)(第二五四六〇号)
 同(山下元利君紹介)(第二五四六一号)

本日の会議に付した案件
 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する
 刑事施設法案反対に関する請願(柴田陸夫君紹介)(第二五四四四号)
 は本委員会に付託された。

○戸沢委員長 これより会議を開きます。
 内閣提出 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。
 お尋ねの申出がありますので、順次これを許します。
 第一次、第三次の小規模な法改正がありうると思われます。「今回の両登記法改正案は、民行署の答申を逸脱していないことは確かであるが、その答申を実現する最小限の改正提案であり、今後、道を立てる、こうした流れであったといった印象についても報告もあるわけですが、まとめていたしまして、この委員は次のように報告しております。「今回の両登記法改正案は、民行署の答申を逸脱していないことは確かであるが、その答申を実現する最小限の改正提案であり、今後、第三次、第三次の小規模な法改正がありうると思われる。」第二点として「審議会の審議事項は、まことに技術的な性質のものであり、参加した委員・幹事はその技術的問題を処理したのであって、利用者の利害を代表して審議に参加したのではない。この答申を国内の各界に諮らず直ちに法律改正に着手したのは、拙速の懲みを免かれないと。」これが参加した委員の報告であります。
 実は私も、昭和五十年一月民事局第一課企画係が出した「不動産登記情報システムとその問題点」という文書、そしてかなり議論が進められ

て、十年後の六十年九月二十七日民事局の方でまとまりました「不動産登記情報システム構想」をして今回の答申と、勉強させていただいたわけでありますから、当初の幅広い議論の中でかなり試行錯誤しながら一定の方向に進み今回答申となつた、そして法案化された、こうした経過があるように伺つたところでございます。

そこで伺いたいわけですが、今回の法案につきましては、今後の運用の中でも新たに問題が生ずる、あるいは先ほど指摘しましたとおりに技術的な改善のための第一次、第二次、第三次の新しい法改正というものが予想されるのではなかろうか。この点について、今回の審議に応じて、極めて技術的に過ぎるのであって、利用者側の意見についてもつともと意見を徹する機会といふものを持つべきではなかつたか。民間のニーズという言葉が抽象的に使われていますけれども、その二つの問題点は議論に参加した日弁連の委員と全く同意見であります。この点についての御見解を伺いたいと思います。

○藤井(正)政府委員 今回の改正案は、先生の仰せのとおり民事政策審議会で審議されました答申に基づきまして、その趣旨に沿つた内容の電子情報処理組織による不動産登記の制度を実現するため当面必要な手当てをしていただくという趣旨で出したものでございます。

この電子情報処理組織による不動産登記及び商業登記につきましては、これは昭和四十七年からの研究の成果に基づいてこれから実施しようとするわけでござりますが、何分にも初めての試みでございますので、これを実際に実行に移した段階でどのような問題が生ずるかということは、ある意味ではやつてみた上でそういった問題点が出てくるといったような側面もございますので、これを実施に移しました上で、その成果を見て、将来必要が生じますればさらに手直しをするという、そういうような改正ということもあり得るということは私どもも念頭に置いております。

それから第一点でございますが、利用者側の御意見というものが組み入れられているかという点についての御疑惑と承つたわけでございますけれども、民事行政審議会におきましては、事柄が広く国民に利用されている登記制度にかかるごとでございますので、その委員の選定に当たりましては、広く各界の方々から代表の方を出していただきたいことに配慮をいたしております。法律学者に入つていただいていることはもちろんございませんけれども、それに限らず、市町村の代表の方あるいは不動産業界の方々あるいは司法書士、土地家屋調査士の代表の方々、そのほか住宅団体等でございますとか、その他登記制度甲号事件、乙号事件両面にわたりまして利用する頻度が極めて高いと思われる各界の方々を委員にお願いいたしまして、広く意見をいたしてこの答申に至つたものというふうに理解しておりますので、相當程度意見は組み入れられているというふうに言つてよろしいのではないかと思っている次第でございます。

○山花委員 もう一点、根本的な問題として伺おきたいと思うのですが、今お話しのとおり初めておきましたのは、今までの登記法改正の経過を振り返つてみると、時代の要請にこたえて幾つかの法律改正がなされてきている。しかし、それは既存の法体系の中で時代の要請にこたえた部分的な改正であったというふうに思うわけです。ところが、今回の場合には、今お話しありましたとおり既存の法体系プラス先進技術を取り入れるというふうに考えているわけでございます。もちろん登記簿が紙から電磁的記録に変わることによって物理的に変わらざるを得ない点はあるわけございまして、不動産登記制度、それは基本は従来のものを維持しつつ登記簿のあり方を変えるとどうか、以上の項目ごとに法案に取り入れられる点いかがでしょうか。

○藤井(正)政府委員 登記をコンピュータ化すると申しますのは、現在ブックの形で保有いたしております登記簿を先端技術を利用していたしまして電磁的記録としての登記簿に改めるということでございまして、私どもの理解といたしましては登記制度あるいは登記の仕組みそのものを変更する、そこに手を加えるという考え方ではないわけでございまして、不動産登記制度、それは基本は従来のものを維持しつつ登記簿のあり方を変えるとどうか、以上の項目ごとに法案に取り入れられる問題と取り入れられなかつた問題、先ほどの質問についてお答えいただきたいと思います。

○藤井(正)政府委員 答申の第一は、分散処理、三階層ネットワーク方式の採用でございます。第二は登記データの保全・保護対策、第三は障害対策でございまして、これらにつきましては、答申の趣旨を盛り込んだコンピュータシステムを設計いたしておるところであります。今回の改正案には、これはこのこと自体法律に書いているわけではありませんけれども、この改正案に言う電子情報処理組織というのはそういう機能を備えたコンピューターシステムを意味しているわけございまして、したがいまして、これらはすべて今回の法改正で実現されるというふうに考えております。

それから答申の第四でございますが、登記事務の処理方式につきましては、そこに提言されておりますように、不動産登記と商業・法人登記を通じて原則としてコード処理方式を採用する。商業・法人登記における印鑑に関する事務のみはイメージ処理方式によるということを予定をいたしております。

それから第五の移行の方針でございますが、これにつきましてもその趣旨を尊重いたしまして今後具体的な移行計画を組んでまいりたいというふうに考えております。移行作業のバックアップセ

ンター集中、それから一部外部委託につきましてはそのような体制を整えて実施してまいる所存でございます。それからコンピューター登記簿に移記する事項の範囲については、この答申の趣旨と同じような規定を法務省令に置くという考え方でございます。

それから第六でありますが、ここには登記情報の公開について書かれていますが、その一の登記事項証明書と登記事項要約書の制度の採用、これらは改正案の百五十五条第一項と第五項に盛られています。それから第六の二の登記情報交換システムによる登記事項証明書の発行は、百五十五条第二項に取り入れられております。

第六の三の左横書き化、アラビア数字の使用のうち、アラビア数字による登記事項要約書の交付は改正案の百五十五条に取り入れられております。そのほかの点は、省令で同旨の定めをする予定でございます。

第六の四は、国、地方公共団体の請求による登記申請をされておりますように、審議会でも両論がございまして、直ちに結論が出されず、将来の検討すべき事項というふうにされているわけでございますが、この点につきましては今後関係省庁との間で協議をしていかなければならないというふうに思っております。その第六の四のうち商業・法人登記における登記事項要約書の交付是有料とする、これは法案の中に盛り込んでございます。それから第六の五の端末装置の外部設置につきましては、「現段階で直ちに採用するのは相違でないが、将来これを採用する方向で諸条件の整備を図るべきである」とされておりまして、私どもいたしましては、ここに指摘された問題点の解決のための技術開発に今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○山花委員 全体を伺いまして、個別的にはもう少し具体的に説明をしていただきたいという部分も実はありますけれども、別の機会に譲りまし

て、今御説明いただきました範囲では、二つの問題、二つのポイントについてだけさらにお伺いしておきたいと思います。

一つは、第四の「登記事務の処理方式」のうちの二でありますけれども、「商業・法人登記における印鑑に関する事務をコンピュータシステムにより処理する場合は、イメージ処理方式を採用するのが相当である」となっておりまして、説明の欄には、「イメージ処理方式の採用も考慮される」とされております。この点が一つ。

もう一点は、その説明の一の3のところでありますがけれども、「OCRの活用」コード処理方式による登記事務処理の一層の効率化を図るため、漢字活字OCRの実用化に努め、将来的にはこれをコンピュータシステムに組み込むことが相当である」とされております。実は後に質問させていただきます地図の絡みにおきまして、この問題がどうなるかということについて関心がございまして、この点について、この採用が相当であるとされておりますけれども、今後の見通しについて伺いたいと思います。

○藤井(正)政府委員 商業・法人登記における印鑑に関する事務でございますが、これをコンピューター処理する場合にはイメージ処理方式を予定いたしております。つまり、事前に提出されました印鑑の印影をコンピューターにイメージとして読み取らせておきまして、印鑑証明の申請があつたときに、この印影を登記ファイル中の一定の情報として出力いたしまして印鑑証明書を作成するという方式でございまして、そういう方向で今後進んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それからOCRの活用でございますが、現在このOCRはまだ開発の途上にございます。現在では同じ字體の申請書であればかなり読み取り効果がありますけれども、字体が異なつてくれれば読み取り率が低下するといったような技術的な問題がないわけだと思います。また、これにつきまし

ては、もう一つ、コスト面の問題も当然あるわけだと思います。実用化は、将来の課題として導入を検討いたしているというところでございます。

○山花委員 質問の流れにはちょっと外れてしましましたけれども、今答申について御説明していただきましたが、その一番最後のところに「今後の検討課題」という部分があります。これまで弁護士会では関心の高いところであります。「登記事務利用手数料収入以外のコンピュータ化ための財政的基盤の整備」及び「不動産に関する総合的情報システムへの対応」についての今後の検討、こうした部分でありますけれども、まずそのうちの第一点、この手数料収入の問題につきまして、将来これらの利用者にさらに重い負担を求めて、将来これらを利用者にさらに重い負担を求めるところではあります。今度のコンピュータ化の実施の経費については、いわゆる乙号利用者が負担する登記手数料なんだけれども、乙号だけではなく甲号利用者の方にもメリットがあるのだから費用を負担してもらわなければならぬといふうな流れの中で、全体としては将来コンピュータ化の費用についていわば利用者負担になるのだ、こういった問題提起がなされております。

登特会計の現状と、お話を伺いますと、大体コンピュータ化については四千六百億から六千億円ということを伺っているわけでありますけれども、一体、これまでの実績を土台にして今後利用者收入だけで全部やっていくことになるのか、あるいはどれくらいの国家の財政負担が出てくるのか、それなりに利用者負担のアップというものが出てくるのかというふうに思っています。

それから、検討課題の二として書かれておりますことですが、ここでは、不動産の登記情報を利用者にも相応の負担を求める」ということ、これは方法としてはいろいろ考えられようかと思われますけれども、結局この点は国の財政制度のあり方にもかかる問題でございますので、今直ちにどういうふうにするかは決めるわけにもましまらない。今後いろいろな事態の推移を見ながら、関係省庁とも協議をして対応していかなければならぬというふうに思っているところでございます。

その二番目の問題は、その第一項でありますけれども、「不動産に関する総合的情報システム」これがなかなか短い文章でわかりにくくところでありまして、今度の法案化とともに直接関係されておりますけれども、「不動産に関する総合的なシステムを考えてたらどうか、こういう御提言になつております。ここで言う「不動産に関する他の公的情報」と申しますのは、土地に対しましていろいろ課せられております公的規制、それが都市計画上の市街化区域であるの

か調整区域であるのかといったようなこととか、これは地域地区としてはどのような指定がなされているのか、商業地域であるのか住居専用地域であるのかといったようなそりい行政的な規制、あるいはさらに建へい率がどうであるのかといつたような、そういう規制に関する情報を意味しているものと考えられます。そういったものを登記情報に付加することによって不動産に関する情報を一元的に把握できるようなシステムが考えられないかという検討課題を示されているものだというふうに理解をしているわけでございますが、これにつきましてはいろいろほかの省庁ともかかわりがあることでございますから、それらの対応も見守る必要がございますし、国民のニーズといつた点も見きわめなければならぬ、これまた将来の検討を要する課題であろうというふうに思つておるところでございます。

○山花委員 お話しのとおり、後段の御説明の部分について他の方の関係省庁との協議も必要だということだと思いますけれども、前段の甲号利用者についての費用負担問題について、これは余り御説明があつたよろしいのではないだろうか。これは法務省がこれまでのさまざまな登記印紙の収入決算等を踏まえて、一体できるのかどうか、これは法務省として御判断できる事項ではなからうかという気がいたしますけれども、その特別会計の方の登記印紙収入の決算の額について「一体どのくらいになつておるのか」というふうにこの登記印紙収入によって占めることができるのだろうか、どの程度に御判断されておりますでしょうか。

○藤井(正)政府委員 登記印紙の収入は、つまり乙号の手数料でございますが、これは年間四百億程度でござります。特別会計における歳入は、この登記印紙収入を一つの柱とし、さらに甲号事務に関する部分につきましては一般会計からの繰り

入れをしていただい、これによつて特別会計が構成されているということになつております。

○山花委員 今四百億とお話しになりましたけれども、六十年度が予算是二百四十八億に対しても

予算に対して決算が三百六十四億、六十一年度が三百四十九億の予算としては三百五十一億であつて四百億くらいの見通しということですと、かなり見通しよりもいい収入がどんどん上がつてゐるということのよ

うですね。そうしますと、年間四百億としても、これまでのベースから考えればそのうち五百億、六百億となつていくのじやなかろうか。そうすると、十年間見通しますとかなりここでの負担といふものがしつかりした土台になつておるのじやなかろうか、こういう気がするわけでありまして、コンピューター化の問題について、甲、乙の利用者に対する負担の問題については、またきょうどうこうとうしたことではありますけれども、その点については国民の負担の問題ですから、ぜひ慎重にお取り組みいただきたいということを要請しておきたいと思います。

なお、先ほどの不動産の公的情報に関してですけれども、実は、私が拝見しております六十一年度に民事局でつくりました「不動産登記情報システム構想」によりますと、コンピューター化の問題につきましてこうなつております。「コンピュータ化対象事務」という項目でありますけれども、「登記事務に付随する登記統計事務、市町村通知事務、法令・先例検索事務等についてもコンピュータ化を図りたい」実は、答申のこの部分を読んだときに、こういうものも含めて公的情報とお考えなのかなと思つたわけであります。

○福葉政府委員 六十年のそのときの先例とかあるいは統計等、そういうような事務は、要するに

登記所の内部処理を適正迅速に行うための付加事務でございまして、国民のニーズにこたえてそれを公開するというような趣旨でそういう事務を付加して構成してはどうかというようなことを考えたわけではございません。この答申で問題になつておりますのは、専ら国民が知りたいといううそりの情報をこの登記情報システムの中で付加して構成してはどうか、こういう御提言だといふうに承っております。

○山花委員 今のような御説明ですと、冒頭私が出した問題とも絡むわけでありますけれども、例えば用途地域の問題とかその他さまざまなわゆる公的規制の問題あるいは固定資産税はどうなつておるか等々含めて、国民の要請からすると、そこへ行けばわかるということになれば一番よろしいということだとと思うのですが、そこまで間口が広まつてしまふと、まさに登記制度、從来我々が考えておりました物権変動の対抗要件としての登記の制度というものは全く違った新しい情報システムということになるのじやなかろうか。もし

やはりこれは登記制度の根本的な改正の第一歩になりますけれども、いかがでしようか。

○福葉政府委員 これはあくまで不動産登記といふものを中核にしてというふうにこの答申自体も言つておりますので、その点については変更はなけれども、いかがでしようか。

○藤井(正)政府委員 これは一つには、登記所に備えております登記簿の種類に応じまして、それが全部か一部かという観点から分けられることで申しますと、土地登記簿、建物登記簿、これが主たるものでございますが、そのほかに財團の登記でございますとか立木の登記でございますとか、いろいろな登記簿がございます。そこで、コンピューター化を実施するに当たりまして、その全部を一齊に移行をしてコンピューター化を進めるか、あるいは土地建物といった主要なものからまずスタートをするか、そういう区別が考えられるわけでございまして、そのような観点から「全部または一部」という指定の仕方があり得るところでございます。

それからもう一つは、対象となる不動産の地域の問題でございます。一つの登記所の管轄に属するすべての地域について一括して一齊に移行をして全体について指定をしていただくか、あるいは一定の地域を限つてまずその地域の部分からコンピューター化を進めるかといったようなやり方も

務でございまして、国民のニーズにこたえてそれを公開するというような趣旨でそういう事務を付加して構成してはどうかといふうに思つております。

○山花委員 今御説明いただきました登記事務の充実という観点から、以下、また別の角度で御質問させていただきます。その他のいろいろな提案理由にもござりますし、その他のいろいろな提案理由にもござりますが、今回の法改正が、最近の登記事務の処理の状況にかんがみて電子情報処理組織を用いて登記を行う制度を導入するのです。そして、提案理由の第一項を拝見いたしますと、「法務大臣の指定する登記所すなはち指定登記所においては、登記事務の全部または一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる」ととしております。こうなつておりますけれども、この「登記事務の全部または一部」という部分、これは読みようによつては大変わかりにくいこととしておりまして、この点について、ここでの御趣旨はどうなつかということについて御説明をいただきたいと思います。

○藤井(正)政府委員 これは一つには、登記所に備えております登記簿の種類に応じまして、それが全部か一部かという観点から分けられることで申しますと、土地登記簿、建物登記簿、これが主たるものでございますが、そのほかに財團の登記でございますとか立木の登記でございますとか、いろいろな登記簿がございます。そこで、コンピューター化を実施するに当たりまして、その全部を一齊に移行をしてコンピューター化を進めるか、あるいは土地建物といった主要なものからまずスタートをするか、そういう区別が考えられるわけでございまして、そのような観点から「全部または一部」という指定の仕方があり得るところでございます。

それからもう一つは、対象となる不動産の地域の問題でございます。一つの登記所の管轄に属するすべての地域について一括して一齊に移行をして全体について指定をしていただくか、あるいは一定の地域を限つてまずその地域の部分からコンピューター化を進めるかといったようなやり方も

○藤井(正)政府委員 私の方からお答え申し上げます。

地図混乱地域と申しますのは、一定の地域の全部について登記所備えつけの地図に表示された土地の位置及び区画と現況の位置及び区画が相違している地域を言つてあるわけであります。が、地図自体は混乱していないけれども、現地における現実の利用関係が混乱している、例えば私的な区画整理をやりまして土地の区画形質を変更してしまつて、それに伴う登記手続がとられていないといふような地域も含んで呼んでおります。私どもが把握いたしておりますところでは全国で約五百五十カ所、面積にいたしまして約一千平方キロメートルというところをございます。

○山花委員 ちよと質問の順番を間違えたかもしれませんけれども、では国土庁の方に、地籍調査の関係ですが、地籍調査をブロック別にされておるようですけれども、その進捗状況について伺いたいと思います。

○坂本説明員 お答えいたします。

地籍調査の成績は、登記行政のほか各種公共事業の実施、それから税務行政等の資料として多方面に活用されておるところでございます。

この地籍調査の進捗状況ですが、まず面積的に見てみると、昭和六十一年度末現在におきましても、これを各ブロック別に見てみると、北海道が四七%、東北ブロックが五〇%、関東ブロックが二〇%、北陸甲信越ブロックが一九%、東海ブロックが七%、近畿ブロックが五%、中国ブロックが三三%、四国ブロックが三六%、九州ブロックが四一%となっております。また、これを市町村の数を単位とした着手率から見てみると、全国で六一%の進捗になっております。これを同じようにブロック別に見てみると、北海道が七七%、東北ブロックが八八%、関東ブロックが四四%、北陸甲信越ブロックが三三%、東海ブロックが三三%、近畿ブロックが二五%、中国ブロックが六九%、四国ブロックが六九%、九州

ブロックが七七%となつております。

以上でございます。

○坂本説明員 お答えいたしました。

地籍調査の補助金につきましては、近年非常に厳しい財政事情を反映いたしまして、年々減少の傾向にあります。昭和五十七年度には全体で九十一億四千二百万円でありますけれども、本年度、六十三年度にはそれが七十三億三千八百万円ということになつております。

以上です。

○山花委員 もう一つ伺つておきたいと思うのですけれども、地籍調査につきまして計画的に十年計画というものを立てて取り組んでおられるというよう伺っておりますけれども、第一次、第二次、第三次の地籍調査の十年計画の実績について。それと、十九条五項による指定ということでも組み入れられるものがあると伺つておられますけれども、これが一体現状どの程度になっているのかということについて。それから、時間の関係があるので、正確な調査が必要でございます。このため、地籍調査作業規程準則というのを定めておりまして、これに基づいて調査を行なうこととなつてます。一方、先ほど先生御指摘のとおり、近年の技術発展に伴いまして新しい航空測量の手法、それから光波測距儀による測距手法、それからデジタルマイザーの利用等によります新しい技術を本格的に導入する必要が生じてまいりまして、これに合致するよう作業規程準則を改正いたしました。昭和六十二年度から施行しております。この準則の適正な適用につきまして研修等を強化いたしまして、関係都道府県を指導しておるところです。

ついで実績が上がるような方向での準則の改正を行つて実施されておるところですが、この状況について。以上、お伺いしておきたいと思いまます。

○坂本説明員 お答えいたしました。

ましては実施率四五%。それから第三次の計画に

おきましては、これは昭和五十五年からスタートいたしまして昭和六十四年までの十カ年計画でございますが、六十一年度末におきまして四一%と

いうことになつております。

第二点目の十九条五項の指定の現状でござりますが、これは昭和六十一年度だけを取り上げてみると四百五十一平方キロメートーの実績がありまして、昭和五十年からこの制度を取り入れてやつておりますが、年々増加してきておりまして、先ほど申しましたように六十一年度では四百五十

二平方キロメートーという実績を見ております。第三点目の、準則等を改正して、それを地籍調査にどのように反映しておるか、あるいは関係都道府県に対してもどのように指導しておるかという御質問かと思います。この地籍調査は、御案内のよう個人の権利にかかわります土地の境界を確定いたしまして、それを測量するものでございますので、正確な調査が必要でございます。このため、地籍調査作業規程準則というのを定めておりまして、これに基づいて調査を行なうこととなつてます。一方、先ほど先生御指摘のとおり、近年の技術発展に伴いまして新しい航空測量の手法、それから光波測距儀による測距手法、それからデジタルマイザーの利用等によります新しい技術を本格的に導入する必要が生じてまいりまして、これに合致するよう作業規程準則を改正いたしました。昭和六十二年度から施行しております。この準則の適正な適用につきまして研修等を強化いたしまして、関係都道府県を指導しておるところです。

以上でございます。

○山花委員 國土庁の方の予算も、最近はピークから比べれば十三億くらい減つてます。どんどん金がかかっているという状況ではないようですが、先ほど法務省の一千五百万の予算等を伺いましたとおり、まだ全体の二五%しか地図はない。しかし、法務省としてはわずか一千五百万の予算ですから、事実上はテストケースとしてやっておるにすぎない。國土庁の方につきましては、予算を立てるおられますが、予算はどんどん減る一方であるということですと、從来、歴代の法務大臣が決意されておりました、予算をできるだけとつて地図については整備をしたいという方向とは逆行した流れに現状はあるんじやないだろかとういうよう私どもは心配しているところであります。

先ほど法務省の御説明によれば、地図を含めて新しい将来にはコンピューター化を実現したいといふお話をあります。ということになれば、公団などはもちろん問題とならないわけでありまして、正確な法規に従つた十七条地図ができる上がって初めてそこでコンピューター化の対象としての検討

して、しかも今度はコンピューター化の問題でござります。そこで、非常に心寂しい気がするわけでありますけれども、この問題は長い歴史があるのじゃなかろうかというように私ども理解しているところでござります。

冒頭申し上げました三十年の一元化法改正の際にも、とにかく附属地図というものが台帳と一緒にして、登記所に入り込んでくるというところから議論が始まってしまって、十七条地図等につ

み込んだために取り返しのつかない道に進んでいたのではなかろかという不安を私ども覚えていたわけでありまして、この点について法務省、いかがでしようか。单なる不安で過ぎるのでしょうか、どうでしょうか。

○藤井(正)政府委員 私どもが登記事務のコンピュータ化に取り組みましたのは、激増する登記事務を円滑かつ適正に処理するためにはこういう抜本的な方法をとらざるを得ないという認識からございまして、そういう観点から研究開発を進め、今回の改正案提出に至ったわけでございました。

同時に、他方では地図の整備を初めてとする表示登記事務の充実がこれまた非常に重要な課題であると認識していることはいささかも変わりはございません。ただ、当面の登記事務の非常な渋滞の状況、そしてサービスの低下の状況を解決するためにまずコンピュータ化を取り組まなければならぬというふうに考えております。これによつて、これが円滑に進んでもありますと、相当程度の省力効果というものは将来的には生まれてくるであろうと考えます。それを今後私どもは地図を初めとする表示登記の充実に振り向けてまいりたい、それによつて表示登記の立ちおくれを挽回をしてまいりたいと考えております。

もちろん、これがコンピュータ化の作業と並行して進められるならばこれにこしたことはないわけでござりますけれども、片方についても予算的に相当なものをする現状でございますので、

これを両方進めるということは予算的にも人的にも到底なし得ないわけでござりますから、そういうふうな順序をつけざるを得ないのでありますけれども、将来的には必ず地図を初めとして表示登記の充実をなし遂げなければならない。これは私どもに課せられた絶対的な使命であると認識をいたしております。

○山花委員 その点についての御決意を伺いました。我々の不安についてもある程度解消するのかなどという気もいたします。ただ、くどいようですが

けれども、今のお話でも、コンピュータ化が進んで省力化が成ったならば地図に向ける力も出るであろうというお話をされけれども、コンピュータ化自体が二十一世紀までかかるというところではなかろか。地図の問題は地図の問題として独自の立場で取り組んでいただく。大臣にも予算を取つていただきたいことがないことは進まないのでなかろかということを、せっかくの御方針について伺つた上で、なおつけ加えて申し上げておきたいと思います。

あと一つだけ。実は以上が大体総論でありますと個別の議論としては、弁護士会あるいは担当の皆さんからいろいろ注文が来ております。全部聞いておいてくれと言われたわけですけれども、まだこれは機会を改めて一般質問その他の機会にでも、大事な問題ですからなお思つております。全部が「一つだけ、一番多く弁護士から来た質問として、いわゆる原本の問題について、ここだけは最後に伺つておきたい」と思ひます。

三段階の分散方式、その三段階のネットワークの方式として、登記所のコンピューターファイル、法務局または地方法務局のバックアップセンター、民事局の登記情報センター、そしてその他

まして、刑事局のお話はまた伺わなきやいけないと思ひますけれども、そういうことになりませんとして、以上の点についてどのようにお考えかということについて最後に向つて伺つておきたいと思います。

○藤井(正)政府委員

これは、電子情報処理組織

という意味をどういうふうにとらえるかということにかかわつてまいります。登記事務を処理するに必要なハードウェア、それを動かすためのプログラム等のソフトウェア、これらが組織的に組み合わされた一つの体系となつたもの、これを登記情報処理組織と呼んでおりますが、これは民事行政審議会が答申されましたとおりの方式で、いわゆる分散処理・三階層ネットワーク方式という方式でもって処理をするという考え方でおわけでございます。したがいまして、このコンピューターシステム全体として見ますならば、全部が通信回線によつてつながりまして、それぞれの場所において登記所、それからバックアップセンター、登記情報センター等における登記ファイルができ上がっておるわけでございまして、バックアップセンターなり登記情報センターの登記ファイルは、登記所における登記ファイルが故障を起こした、破壊されたといったようなときにこれを補充して証明書を発行する作用、そういう機能も持つておるわけでございまして、したがいまして、これを全部として、一体となつて一個の登記簿を構成しているというふうに解釈することもできるのです。

○藤井(正)政府委員 三つあるのはおかしいのではないかという御指摘だと思いますが、三つあるといふよりは、全部が一つのルートでつながつて、一体として一つの登記簿を構成しているといふふうに考えられないでありますから、こうなりますと、ついているわけでござります。そこで、そうなりますと刑法百五十七条规定ではどうか、こういふことでございますが、私どもとしましては、現在そういうふうな考え方ではどうであろうかというふうに思つておるわけでござります。

そういたしますと、これらはすべて登記簿である、全部がつながつて一体として登記簿になつて、いいふうに解釈できるのではなかろかと思つております。もちろん違つて解釈もあり得ると思ひますが、私どもとしましては、現在そういうふうな考え方ではどうであろうかというふうに思つておるわけでござります。

そういたしますと、ただいま刑法の問題についてのお尋ねがございましたが、これにつきましては、私、専門でもございませんので、いわば一般的教養的知識でもつてお答えを申し上げるほかないわけでござりますけれども、そういうことになりますと、やはりこれも刑法に言う電磁的記録、これが本筋として、以上の点についてどのようにお考えかということについて最後に向つておきたいと思います。

○山花委員

今のは百五十七条の「権利、義務ニ関スル公正正証書ノ原本」これになるのか。今のお

話ですとまさに民事局の立場でありますと、コンピューターの全体の組織として全体一つとなつて登記簿なんだという御説明では、一体どれが原本なんですかということはわかりませんね。三ヵ所に原本が散らばっているのでしょうか。それはやはりおかしいと思ひますね。原本というのは一つであつて、その写しが副本なり譲本なり抄本なんじやないでしようか。だから、今の御説明ですと、三ヵ所にあるものが全部原本だというは、原本が三ヵ所に散らばつておつて同じものがあるということはやはりおかしいのでしょうか。それから、今御説明では原本である、それが副本であるということではないとおかしいのぢやないでしようか。そのことを含めて、この百五十七条の「権利、義務ニ関スル公正正証書ノ原本」に当たるのは、登記所にあるのですか、バックアップセンターにあるものですか、情報センターにあるものですかということを伺つておるわけです。

○藤井(正)政府委員 三つあるのはおかしいのではないかという御指摘だと思いますが、三つあるといふよりは、全部が一つのルートでつながつて、一体として一つの登記簿を構成しているといふふうに考えられないでありますから、こうなりますと刑法百五十七条一項ではどうか、こういふことでございますが、私の貧弱な頭で考えますに、これも全体として一つの原本になると想えるのです。しかし、ちょっと確定的なお返事は差し控えさせていただきたいと思います。

○山花委員 実はこの点、弁護士が何人か集まりましていろいろお相談する場所に私も出たりしまして、たけれども、みんな迷つてますか、こうなんだろうということがなかなか出てこないところでありまして、じゃ一体どうするかということがあります。

とで、私は一つのヒントとして、警察庁を通じまして、報告事案として電磁的記録についての原本不実記載罪ということについて調べてみたわけであります。

警察庁の方から二つ伺いました。一つは「電磁的記録たる住民基本台帳ファイルを公正証書の原本」こういうようによつていたしまして、起訴された例が六十二年十二月二十五日になります。これは警視庁であります。同じ六十二年十一月三十日起訴の例といつてしまつて、これは電磁的公正証書原本不実記載罪ということで、自動車登録ファイルについてでありますけれども、「電磁的記録たる自動車登録ファイルを公正証書の原本とした」、こういふ二つの例の報告を伺つたところであります。こちらの場合には、自動車登録令によりまして原本は電磁的記録としてある。ファイルがあるわけでありまして、ファイルもやはり今回の保存ファイルと同じような感じだと思ひますけれども、原本がなくなつたら大変だから電磁的ファイルを一つつくつておる。これにつきましては運輸大臣が保管することになりますて、自動車登録令によつて副本、副ファイルとされている。これは原本と副本の主従の位置づけがはつきりしているわけでありまして、あくまでも原本があつて、全く同じもの、一体のものであつて、こつちがなくなればこつちが生きてくるというものであつても、これは副としての取り扱いをしていていうのが他の立法例なわけであります。

そうなつてくると、先ほどの三つあるのだけれども全部原本なんだといふように受けとめられ、あるいは保全ファイルとか前世代ファイル等々まで、これになくなればそれで生かしていくわけでありますから、そういうのまで原本だ原本だといふのは、どうも私は納得がいかないわけであります。

すけれども、この点、また改めて刑事局の皆さんに一般質問その他で伺わせていただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○戸沢委員長 坂上富男君。

れるわけでございます。したがいまして、日本で言うところの起訴ではない手続であると理解いたします。

○坂上委員 これは、現在アメリカの裁判所から逮捕状が出たのでございましょうか。

○岡村政府委員 被告されたかどうかはまだ確認いたしておりません。

○坂上委員 そういたしますと、アメリカの方は

ばかりちょっと緊急を要する問題もありますので、この場所で御質問をお許しいただきたいと思います。

一つは、いわゆるロス疑惑と言われる三浦和義被告に対するロス検事局の起訴と現在の日本

の三浦被告の裁判との関係においてお聞きをいたしたいと思っておるわけでございます。それから二つ目は、新潟で先般脳死の人から腎臓移植が行わた問題について、私は正当行為の立場から質問をさせていただきたいと思うわけでござります。できるだけ簡略に質問を申し上げます。

で、できるだけ要点をお答えいただきたいと思っておるわけでございます。

まず、ロス検事局が裁判所に起訴した。しかしも、殺人罪並びに共謀罪であると言われておるわが主犯で氏名不詳の第三者に銃撃を実行させたとして動機は保険金目当てというような報道がなされています。それから共謀罪は、元女優

人が主犯で氏名不詳の第三者に銃撃を実行させたとして動機は保険金目当てというような報道がなされています。それから共謀罪は、元女優

などがござります。殺人罪の方は、いわば三浦被告が死刑判決を受けたときに、共謀罪並びに殺人罪で立候補され、立候補されると告げました。この予備審問が行われるわけでございます。そこで弁護士選任権を告げまして、次に予備審問が行われるわけでございます。この予備審問におきましては、当事者立候補のものと検察官が起訴状を裁判所に提出いたしまして、これが訴追ということになるわけでございます。この予備審問におきましては、被疑者が公判に付すべきであると判断してコンプレインを維持するという決定をいたしますと、裁判官が公判に付すべきであると判断してコンプレインを維持するという決定をいたしますと、

まず法務省にお聞きをしたいのですが、

ロス検事局の起訴と言われる点をどう理解したらいのか、おわかりありましたらちょっと

と……。

○岡村政府委員 今回ロサンゼルス当局が裁判所に提出いたしましたのはコンブレイント・フォー。

アレストというものでござります。これは我が国にはない制度でございますが、要するに正式

申立ての場合は、日本でもおこなわれます。そこでいざ三浦被告の刑事件が確定いたしましたと身柄はどういうふうにされる見通しなんですか。

○岡村政府委員 裁判が確定いたしまして実刑判決になりますと、その執行という問題が起きてくるわけでござります。そこでもし外國からそうでありますから、それが生かしてくるわけでございます。

いつた場合には、条約上特別の定めがある場合を除いては引き渡さないことになってしまいます。アメリカとの間では、日米犯罪人引渡し条約があるわけでございます。この条約によりますと、「訴追されているか又は刑罰の執行を終えていない場合には、審判が確定するまで又は科されるべき刑罰若しくは科された刑罰の執行が終わるまで、その引渡しを遅らせることができる。」という規定があります。この規定をどう運用するか

という問題であるうかと思います。

○岡村政府委員 現在、アメリカから引き渡しの要請も受けておりませんので、我が国としてどう対処するかにつきましては結論は出しています。いかがですか。

○坂上委員 それから、今度は警察庁にお聞きをいたしたいと思いますが、いわば妻の一美さん殺害事件については警察庁の方でも捜査中であると聞いておるわけであります。また、これから渡米をいたしましてそれの捜査にも当たられるという

ふうに報道されておるわけでございます。日本で

万一これが起訴できなかつた場合はアメリカで行

われるのではなろうかといふ予測も報道されておるわけでございますが、警察庁はどのようなこれからの見通ですか。

○兼元説明員 お答えします。

御質問は二点あると思いますが、まず、警視庁

の方で現在三浦一美さんの銃撃事件の捜査をしております。

それから第二点につきまして、日本の捜査局が殺人で逮捕しない場合にはアメリカ側

が逮捕状を用意する云々の報道があるが、これに

ついての見解はいかがか、そのように伺いました。

これにつきましては、これまで日米両当局において相互に協力し合いながら捜査を進めてきており

ます。ただ、お尋ねのアメリカ側の判断につきま

してコメントする立場には残念ながらございま

せん。米国の当局とは今後とも事案の解決のため

に相互に最大限の協力を図る旨の合意がなされておりますし、捜査共助の要請を出しておりますので、近く捜査員をアメリカに派遣する予定であります。

○坂上委員 これは立件されて今捜査されているわけですが、見通しはどんなところまで来ておりますか。それから、大体いつごろまでに一美人殺害問題について警察としての結論が出る見通しですか。

○兼元説明員 お答えします。

事件の捜査でございますので、見通しについて、現在の段階で具体的な内容についてはちょっと答弁を差し控えさせていただきます。

まして、いつまでに片づくかということにつきましても現時点では答弁を差し控えさせていただきます。

○坂上委員 これはこれで結構です。

それから、今度は脳死による腎移植問題について御質問を申し上げます。

まず、この問題は新潟で起きた問題でございまして、信楽園病院において腎の摘出が行われました。そして、この腎臓が、一つは信楽園病院において、一つは長岡の立川病院において移植手術がなされたわけでございます。両病院とも民間病院でございますけれども、大変信頼の高い病院でございまして、殊に信楽園病院においては、腎不全に対する移植問題、治療問題については全国有数の権威であるとも言われておる病院でございます。そういう立場にある病院でございますし、私はまた弁護士ではありますけれども、この問題は正當行為として当然の行為でなからうか、こう思つておる立場でひとつ御質問を申し上げたい、こういうわけでございます。

まず検察庁、法務省、北海道の和田教授に対する不起訴処分が前に心臓移植であつたわけでござります。これは嫌疑不十分という判断のようでございますが、嫌疑不十分というの是一体どういう意味なのか、ちょっとお聞かせいただきましょうか。

〔委員長退席、今枝委員長代理着席〕
○岡村政府委員 嫌疑不十分と申しますのは、要するに証拠が十分でないということです。

○坂上委員 それからもう一つ検察庁にお聞きをいたしたいと思いますが、角膜及び腎臓の移植にいたしたいと思いますが、角膜及び腎臓の移植に関する法律第三条に、死体から腎臓を取り出すことができるとあるわけでございます。この場合の死体というはどう解釈をされておるのでございまますか。

○岡村政府委員 これは厚生省所管の法律でございますので、私から明確にはお答えいたしがたいところであるわけでございます。ただ、御指摘のありました角膜及び腎臓の移植に関する法律によりますと、「死体」ということが表現されておるわけでございます。刑法的な観念に立ちますなら死というのがいつの時期かという問題になるわけでございまして、結局今のところは「社会通念」に従えばやはり心臓死というのが今の考え方であるということになるわけでございます。もつともそれに対しましては、脳死をもつて死とすべきであるという有力な意見がなされておりません。

○坂上委員 厚生省いらっしゃいますか。信楽園

病院におきまして医師会の倫理委員会が一応の基準をおつくりになって、その基準をもとにいたしました。そこで、特に提供したいという家族の善意の申し立てがあり、またこれを待つておる患者がおり、お医者さんらはこの期待にこたえるべきであるといつて、厚生省の脳死基準それから医師会の倫理

長が今までにおける法律上の見解を今お話しになつたわけでございますが、厚生省とされましてはこの問題についてまずどのような御意見をお持ちの先生も十分御承知いた

か、こういう問題は、従来の非常に未発達な医学の状態の中では余り問題にならなかつたわけであります。しかし、最近のように人工的な循環装置あるいは呼吸装置によって、脳は死んでいても心臓を機械的に刺激をして機能させておる、そういう状態が起つておるところによって出てきた新しい問題である。私もいたしました。そういう脳死の問題と移植の問題とは全く別な問題と考えておるわけができるとあるわけでございます。この場合の死体というのはどう解釈をされておるのでございませんか。

○岡村政府委員 それからもう一つ検察庁にお聞きをいたしたいと思いますが、角膜及び腎臓の移植にいたしたいと思いますが、角膜及び腎臓の移植に関する法律第三条に、死体から腎臓を取り出すことができるとあるわけでございます。この場合の死体というはどう解釈をされておるのでございませんか。

○坂上委員 それからもう一つ検察庁にお聞きをいたしたいと思いますが、角膜及び腎臓の移植にいたしたいと思いますが、角膜及び腎臓の移植に関する法律第三条に、死体から腎臓を取り出すことができるとあるわけでございます。この場合の死体というはどう解釈をされておるのでございませんか。

○岡村政府委員 これは厚生省所管の法律でございますので、私から明確にはお答えいたしがたいところであるわけでございます。ただ、御指摘のありました角膜及び腎臓の移植に関する法律によりますと、「死体」ということが表現されておるわけでございます。刑法的な観念に立ちますなら死というのがいつの時期かという問題になるわけでございまして、結局今のところは「社会通念」に従えばやはり心臓死というのが今の考え方であるということになるわけでございます。もつともそれに対しましては、脳死をもつて死とすべきであるという有力な意見がなされておりません。

○坂上委員 厚生省いらっしゃいますか。信楽園

病院におきまして医師会の倫理委員会が一応の基準をおつくりになって、その基準をもとにいたしました。そこで、特に提供したいという家族の善意の申し立てがあり、またこれを待つておる患者がおり、お医者さんらはこの期待にこたえるべきであるといつて、厚生省の脳死基準それから医師会の倫理

長が今までにおける法律上の見解を今お話しになつたわけでございますが、厚生省とされましてはこの問題についてまずどのような御意見をお持ちの先生も十分御承知いた

るわけでございます。六十一年一月の告発でござりますから、かれこれもう一年以上経過をいたしておるわけでございます。なかなか裁判に苦慮なさっているのかかもしれません、どうなっておりま

す。したがいまして、完全に心臓がとまって死んでいるのですが、見通しはどんなんところまで来ておりますか。それから、大体いつごろまで来ておりますか。

○北川政府委員 恐らく先生も十分御承知いた

るわけでございます。今、検察庁は検査なされておるわけでございます。これは一体どうなつてお

るわけでございます。六十一年一月の告発でござりますから、かれこれもう一年以上経過をいたしておるわけでございます。なかなか裁判に苦慮なさっているのかかもしれません、どうなっておりま

す。したがいまして、完全に心臓がとまって死んでいるのですが、見通しはどんなんところまで来ておりますか。それから、大体いつごろまで来ておりますか。

○北川政府委員 恐らく先生も十分御承知いた

るわけでございます。今、検察庁は検査なされておるわけでございます。これは一体どうなつてお

載するということが書かれておりますが、これは、そこまでの必要があるかどうかにつきまして、御要望の向きがあるとしますと、もう少しそのためのことをお聞きした上で考えてみたいと思います。

「登記原因証書を必要添付書面とするものとする。」という点でございますが、これはかねて他の先生からたびたび御質問を受けたところでござりますが、私ももいたしまして、絶対に必ず

添付せよ、どんな場合にも添付せよということは要求できないのではないか。現行法におきましても、登記原因証書は登記における添付書面となつておるわけでございますが、これが存在しないときは申請書の副本でもってかえることができる、そういう建前になつておるわけでございまして、実際に原因証書が存在しない場合にまで登記に当たつてそれをつくる添付書面とするということを要求するということは、実体法の規定と十分整合しないのではなかろうかと考えております。

その次も原因証書について触れられておるところですが、三番目には、三十五条一項二号に次のだし書きを加えるという御提言がござりますが、これは、現在の登記法の四十条の規定と大体同旨ではなかろうかと考えます。

○坂上委員長 ちょっと時間でもござりますので、また午後から大綱六以降御答弁を賜ります。

○坂上委員長 午後一時三十分再開することとし、この際 暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時三十分閉議

○戸沢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○坂上委員 坂上です。
警察庁の方からわざわざ来ていただいておりま

すので、中断をして甚だ恐縮でござりますが、質疑を続行いたします。坂上富男君。

午前の「よど号」事件の犯人逮捕について少し質問をさせていただきたいと思います。
警察庁いらっしゃいますか。午前中は、刑事局長、確かに「よど号」ハイジャックの犯人が逮捕されたことは事実であるというお話をあります。テレビ等の報道によりますと、柴田泰弘といふのは出ておりますが、詳しいことはわかりません。
できるならば、いつ逮捕されたのか、それから逮捕のときの状況、そして逮捕はいかなる罪名によつているのか、それから大体どんなような状況であったのか、それから他にも「よど号」の犯人であつたのか、それから他にも「よど号」の犯人が日本あるいは外国等に出ているのか、いろいろ類似の状況もあらうかと思いますが、わかる範囲においてお答えをいただきたいと思います。

○藤井(正)政府委員長 保証書制度でござりますが、現行の保証書の制度に問題はあることは認識いたしております。特に、保証人の資格の問題については検討いたしたいと考えております。登記済み証再発行の制度は考えておりません。

○坂上委員長 あります。どうぞ結構でございます。

○藤井(正)政府委員長 保証書制度でござりますが、現行の保証書の制度に問題はあることは認識いたしております。特に、保証人の資格の問題については検討いたしたいと考えております。登記済み証再発行の制度は考えておりません。

○坂上委員長 あります。どうぞ結構でございます。

○伊藤説明員 お答えいたします。

「よど号」の犯人は犯行当時九人のグループで、その罪名で今捜査がなされておるのでござりますが、わかる範囲で結構です。

○伊藤説明員 お答えいたしました。

「よど号」の犯人は犯行当時九人のグループでござりますけれども、その後の捜査によりまし

て、これら九人につきましては、監禁罪あるいは強盗致傷罪その他の罪名をもしまして逮捕令状の発付を受けまして捜査続行中でございました。

○坂上委員長 ありがとうございます。どうぞ結構でございます。

登記事項証明書の申請方法でございますが、管

理登記以外の登記所からもできるという制度を採用いたしました。その内容については、国民の意見を聞いて改善を図つてまいりたいと存じま

す。

○坂上委員長 あります。どうぞ結構でございます。

○伊藤説明員 お答えいたしました。

登記情報の目的外利用ですが、不動産登記制度

所有者とか住居番号からの物件検索でございま

すが、そのような物件検索システムは用意をいた

します。これはあくまでも登記所のサービスのために用いるものでありまして、登記所の職員以外は利用できないという運用といたしたいと考えております。

次に、商業登記法について申し上げます。

事務委任の規定の削除の御提言がありますが、これはいろいろな必要があるわけございますので、削除するのには相当でないと考えております。商号見出し簿の窓口備えつけは、そのようにすることを考えております。

登記代理人資格、登記代理権の証明、登記代理権の範囲につきましては、不動産登記法について申し述べたと同様であります。

登記記載事項等の見直しについて、例として印鑑届、改印届をする場合、取締役会議事録を添付するということが書かれてございますが、こういふ届けをするのに取締役会の決議が必要であるという規定もございませんし、そういう実体法上の規定がないということと、それからこういうものを添付書類とするという必要性があるかどうか、あるいは申請人の方の負担等も考慮しなければならないと考えております。

支店登記であります、支店所在地における登記は本店においてした登記と同一内容のものを登記するにすぎないのでありますから、改めて権限を認める書面の添付は必要であるかどうか、必ずしもその必要はないのではないかと思つております。

システム監査制度、閲覧制度、登記乙号事件の申請方法、端末装置の外部設置等につきましては、いずれも不動産登記法について述べたと同様でございます。

乙号事件の申請方法について、登記事項証明

書、印鑑証明書、それから閲覧ペーパーの様式であります。御要望も参考とさせていただきます。

以上でございます。

○坂上委員 どうもありがとうございました。

さてそこで、今登記所の統合整理がなされておるようございますが、これはことしじゅうに一応完了するのでございましょうか。どういう見通しでござります。

○藤井(正)政府委員 かねてから登記所の統合は引き続いで実施しておるところでございまして、現在は昭和五十九年に臨時行革審の答申、そして閣議決定でもって五十九年から五年計画でさらに統廃合を進めるということが決定されておりまして、その五年計画で申しますと、この六十年度が最終年度になるわけでございます。このよ

うな行政改革がその都度閣議で決定をされて推進をしているところでございまして、私どもといふ関係がないわけでございまして、また、関係をさせつたりもないわけでございます。あくまでも登記を行う制度を導入するということとこれとは関係がないわけでございまして、また、関係をさせつたりもないわけでございます。あくまでも当初民事行政審議会から答申をいただき、それを私ども採用させていただいて進めておるわけでございまして、それを今後も引き続き推進をしてまいり、こういうことでござります。

○坂上委員 一応六十三年度までに一つの統廃合が完了するというお話をございますが、これほど遠くない残つてゐるのですか。また、これはどうしても全部しなければいけませんか。その点の方針をちょっとお聞かせください。

○藤井(正)政府委員 五十九年からの五カ年計画でもつて二百七十五戸を統合するということになつております。最終年度 昭和六十三年度には五十戸が予定されているところでございます。これはもう私どもいたしましては、従前から余りにも小規模分散機構であり過ぎるもの適正化規模にいたしたい、そうすることが行政の簡素合理化、そして事務運営の能率化、さらに適正化にかかるという觀点からこれを進めているものでござります。

○坂上委員 いわば統廃合の対象登記所についての選定の方法なんですが、これはなかなか市町村長は實際上拒否できなかつたしかしながらいろいろそういうことが、候補に挙がつてきましたとこれは本当に住民の立場から、統廃合されたら大変遠方まで行かなければならぬ、まさに一日がかりになるというような地域があるわけだと思います。でありますから、これをできるだけあります。でありますから、これをできるだけ一つの立場からと申しますと、コンピューター化されるという観点から申しますと、コンピューター化されるというのは大変な費用がかかるわけですから、これがかかるかと危惧しておるわけであります。どういふことが効率的であり、行政としては極めて簡便であります。あるというようなことから、どうもそうされるおられるやうなならばやらないというようなこ

とで救済してくれないかという声があちらこちらから上がつてゐると私は思つてゐるわけであります。それで、どうぞこれはひとつ慎重に審議をしていただきまして、本当に住民の声、関係者の声を聞いていただきまして、特に私が抱えておるところなどというのは、年間三ヶ月ぐらい雪の降る山の中の登記所でございます。これが町場の方と合併をさせられるということになりますと、住民にとつては大変なことになるわけでござります。

○坂上委員 確かにそういう方針は方針としてあるわけであります。確かに一度そういう点の見直しはできるのですが、いかがでございましょうかと思つてます。

○藤井(正)政府委員 私自身も一つその問題を抱えているわけでござりますので、どうぞこれはひとつ慎重に審議をしていただきまして、本当に住民の声、関係者の声を聞いていただきまして、特に私が抱えておるところなどというのは、年間三ヶ月ぐらい雪の降る山の中の登記所でございます。これが町場の方と合併をさせられるということになりますと、住民にとつては大変なことになるわけでござります。

○坂上委員 確かに一度そういう方針は方針としてあるわけであります。確かに一度そういう点の見直しはできるのですが、いかがでございましょうかと思つてます。

○藤井(正)政府委員 登記所は明治時代に歩いて登記所へ行く、歩くこと以外に交通手段がないという時代に、一日行程で行けるような範囲に登記所が配置されていたといふことございまして、ほかの官署には例を見ないほど小規模の登記所が多数分散配置されているという状況にございまして、これを交通の発達した現在の状況に適したような行政組織にしたいという考え方で、それが

行政の全体的な向上につながるという考え方でやつておるわけでございます。基準で申しますと、事件件数が五千件未満で片道所要時間が六十分程度の範囲内のもの、あるいは事件が二千件未満で片道時間が九十分程度以内のものというようなものを対象にしておるわけでございまして、一日がかりでなければ行けないというふうな事情は生じない

であります。でありますから、これができるだけ一ヵ所に統合いたしましてできるだけ集中的にやることが効率的であり、行政としては極めて簡便であります。そこで、閣議決定のあった統廃合計画の中でも、ぜひひとつ住民の気持ちをよく聞いて実態を調べてもらつて、そして統廃合をやるなりやるやしないならばやらないというようなこ

とでまいりました歴史的沿革もございますし、地域

の法律ができても、それを支える財源についてこのような不確かなことなどは我々は考えられないのです。一般の企業等であればそういうようなことは許されない、このように思うわけです。

その点について、法務大臣、いかがございましょうか。片や民間から利用しているものについては値上げを考えている、それから国家の方で、国だけじゃありません、地方公共団体も随分利用しているようですが、それについては、民行審では、会計が別になつた以上適当な負担をさせるべきである、このような答申があるにかかわらず、今回の法案では國や地方公共団体の乙号利用を有料化する法案が何ら用意されていない。しかもその実態が、今聞いたように非常にあやふやで、私は納得ができないのです。そういう資料がないということは考えられないわけです。それから私はきょうこういう質問をすることは、昨日ではありますけれども、発言の一言一句も全部お伝えをしてあるわけです。その点について法務大臣のお考へを伺いたい、このように思います。

○藤井(正)政府委員 一言御説明をさせていただきますが、國や地方公共団体の乙号利用を有料化することには不合理である、このように書かれています。これは陳はされております。今の御答弁のことなりです。確かに、大勢を占めた意見の中には、非常に合理的で個體に値する意見があります。すなわち、「そのコストをすべて一般利用者の負担に帰することは不合理」である、このように書かれています。これは当然の考え方じゃないのですか。

ただ、これを實際法案化するかどうかは、なるほど政策の問題です。しかし、このように指摘された基礎になった思想、これを支えている——もし有料化したら幾らの収入が見込まれるのか。何もそれは、手数料を一般と同じように一々登記用印紙を貼付してしなければならない、そんな煩雑なことをしなくとも、國の一般会計からそれに

対してかかる費用がかかるから民間の閲覧料と金、手数料をどういうふうに案分してこれを貼つていいかざるを得ない。しかしそればかりに頼るわけにはまいりませんので、そのときは登記の手数料をいかにしていくかということがすぐ問題になつてしまります。したがつて、来年度、またその翌年度、どれぐらいの率でこの経費があえていくかということを想定いたしまして、國から補助金として莫大な費用がかかるから民間の閲覧料と手数料を値上げをするとかということは聞こえます。なぜそのような観点からこの問題をもつと精闘に、取り立ててないものはきつちり取り立てたまでも、ぜひそのような観點からこの問題をもつと精闘に、取り立ててないものはきつちり取り立てたまでも、独立した会計といふものをつくる以上は、それを利用する者は公私との差を問わず平等に負担するという思想がそこになればならない。それに対して妨げる思想があれば、それは将来の問題

は、政令、登記手数料でこれが規定されているわけですが、これを有料化するかどうかといふのはなかなか難しい問題でございます。
○藤井(正)政府委員 一言御説明をさせていただきましても、このように思っておりますと、そういうの上だけから単純に考へることはできないわけでございまして、直ちにこれに着手する、これがある、こういう関係にござりますので、登記制度

○林田国務大臣 現在、登記特別会計は一般会計

料化という方向で進めるということは、今の段階では早急にはできかねるという問題でございます。そこで、登録免許税が登記所で五千億ぐらい上がるわけあります。そして、本年度におきまするコンピューター化的費用は大体五億ぐらい、こうしたことであつまして、コンピューター化はこれから大体十五年ぐらいかかるであろう。したがつて、本年度は五十億でありますけれども、これは毎年ふえていかざるを得ないというわけであります。したがつて、今年度の予算は決まっておるわけありますけれども、来年度の予算におきましては、この五十億はもつとふやしていくかなければならぬわけです。それは大蔵省と折衝いたしまして予算としてどるわけでありますのが、その場合に、今先生おつしやいましたように一般会計から補助金として登記特別会計へ繰り入れてもらつていて、これをやはりふやしていくかざるを得ない。しかしそればかりに頼るわけにはまいりませんので、そのときは登記の手数料をいかにしていくかということがすぐ問題になつてしまつて、こんな膨大な、十年ばかりでやる国家的な事業を、別の会計を求めるわけにはいけない。別の会計があるじゃんけん、それは印紙を張らなくていい。けれども、独立した会計といふものをつくる以上は、それが右の手のものを左の手に移すようなものでなければ、右の手のものを左の手に移すようなもので、補助金ができるだけふやしてもらいたい、こ

ういうことを申しまして、ことしも人件費をふやしてもらつた次第なんです。そういうことを各種勘案をいたしまして遺憾のないようにこれを決めてまいりたい、かのように存じております。

○冬柴委員 私は法務省を責めているわけではないのです。それで、今あなたがおっしゃるのと似たところがありますが、登録免許税五千億を登記所が稼いでおると言つていいわけあります。でも、補助金ができるだけふやしてもらいたい、この予算から権利として要求できるものをなぜ取られないので、この予算で申しているのです。資料がないはずないと僕は思います。それをもつと明

から大体五百億ぐらゐ補助金を得まして、そして何丁目何番地の宅地何平方メートルは日本國のどうかにして、大臣が予算要求されるときにそれは

お出しになるべきではないですか。そうすれば、何も十五年もかけなくたつてできると思うのですよ。

例えば今示された、突然でいたけれども、不動産の登記簿謄抄本が二億六千万件。これが一件四百円で、単純計算しますと千四十億円。それから閲覧手数料を仮に二百円と仮定して、二億五百万件ですから四百十億円。足し算すれば千四百数十億円というものを本来稼いでいることになるのです。それで、これで何をもつと課税標準額を稼いでいるからとおっしゃるけれども、これはちよつと乱暴な感じはいたします。土地の不動産の評価がえをどんどんして、しかも課税標準額をどうなるのですよ。大臣は登録免許税から五千億

ここにあるのか、これを指し示すことはできないのですね。これはいわゆる現地復元能力あるいは現地指示能力を備えた地図というものが整備されていないからであります。私はそのような意味で、この登記制度というのは本来権利の登記と地図の整備、これは車の両輪の関係にあると思うのですけれども、どうも片っ端になってしまっているように思うわけです。もちろん、十七条地図の整備についても随分力を入れられていることは知っています。しかし、東京、大阪、名古屋等の大都市の最もこののような地図を必要とする部分について、それは遅々として整備は進んでいません。この点について大臣はどのような認識をお持ちなのか。地図の整備についてどのようにお考えですか。

○林田國務大臣 国民のニーズといたしまして、地図を整備してもらいたいという気持ちは非常に強いものがございます。そこで、登記所におきましてできるだけ地図を整備していくことを勧めていますが、今のところ、人が十分ができるだけ地図を整備していくことをやります。一方、この地図につきましては国土調査の方からも整備が行われておりますが、両方があまり連絡を取り合いまして速やかに整備をするのがよろしかろう、かようと考えますので、登記所だけでやるのではなくて、早くよく連絡をとつて、登記所で完全なものを整備できるようにしていきたい、かのように考えます。

○冬榮委員 二十一世紀まであとわずかでござりますけれども、このような能力を有する地図はどういう整備状況になって迎えると予定でいらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○藤井(正)政府委員 地図を含めました表示登記は、確かに権利登記と並んで車の両輪でございますが、何分にも歴史が浅く、極めて立ちあぐれているということは否定しがたいものがござります。

○林田國務大臣 市町村では、このままの地図のままこのようにお見えでありますから、そのままの地図による面面、これも精度が高いものですから、同様にこれを十七条地図としてできるだけ備えるといふ方法でもって、少しずつ地図の割合を高めているのが現状でございます。

本来ならば、車の両輪でありますから、登記のコンピューター化と並行して両方やりたいわけでもありますけれども、地図整備にも相当の費用がかかります。人的にも予算的にも極めて苦しい状況でございますので、一時にこれをやるということがござります。人的にも予算的にも極めて苦しい状況でござりますので、一時にこれをやるということがございません。大変先の長い話で恐縮なんでございますけれども、今世紀いっぱいをかけてコンピュータ化、全部の移行を実現して、そこで得た力でもって、余力でもって地図を初め表示登記事務の充実の方に振り向かなければなりませんけれども、地図はできない。大変先の長い話で恐縮なんですが、こそこまで至っていない、こういうことがあるのだと存じます。私がいたしましては、そういう点を補いまして、いかにすればこれが可能になるかという問題を財政的に詰めてまいりまして、そこで、財政的に物を考へるという考え方があつとそこまで至っていない、こういうことがあるのだと存じます。私いたしましては、そういう

事局は、専ら法律の専門家でござります。そこで、財政的に物を考へるという考え方があつとそこまで至っていない、こういうことがあるのだと存じます。私がいたしましては、そういう

事局は、専ら法律の専門家でござります。そこで、財政的に物を考へるという考え方があつとそこまで至っていない、こういうことがあるのだと存じます。私がいたしましては、そういう

と申しました。去年の実績でも、一千億円といふ予算をいただいて細々とやつておりますが、これはほんのスズメの涙のようなものでございまして、この登記の特別会計の方へ徴収できたと思われるわけです。実情は国土調査による国土調査、その成果としての地籍図の送付をいただいて、それに国土調査がなされたときから現在までの移動の状況を手入れいたしまして、そして十七条地図として備えつけるというやり方が主力をなしております。

〔委員長退席、逢沢委員長代理着席〕
そのほかに、土地区画整理あるいは土地改良などによる面面、これも精度が高いものですから、同様にこれを十七条地図としてできるだけ備えるといふ方法でもって、少しずつ地図の割合を高めていたします。

○林田國務大臣 登記事務を行つております民

事局は、専ら法律の専門家でござります。

○冬榮委員 現在、そうはいいますけれども、地

方における十七条地図の進捗状態というものは相

うなものだと思っております。こういうものを今回

のコンピューターの中へいわゆるイメージ処理方

式というような形でインプットするという思想は

ないのかどうか。今直ちには無理であるというこ

とであれば、今後そのようなシステム開発に当た

つて十分そいうものも配慮をすべきだと私は考

えておるわけござります。したがいまして、二

十一世紀を迎えた時点でどういうふうになつて

るかと申されますと、甚だ残念でござりますけれ

ども、具体的にこのよだんな計画であるというふう

に書写真を持つてお答えすることができない状況

でございます。

○冬榮委員 大臣、この点もまことに、片や世界

に冠たる登記簿冊といつものがあるて、それを

またコンピューターに入れることは、今なぜコン

ピューターかという議論もあるかもわかりません

けれども、それはさておきましても、その間十年

なり十五年間はおくれでいる地図について前進が

見られないということになるのは大変なことだと

私は思います。先ほど私、いろいろと国や地方公

共団体の乙号利用についても有料化を図るべきだ

りであります。

ただ、その前提としたまして地図の整備を図

らなければならないことはもちろんございま

す。その方式でござりますけれども、イメージ処

理方式で图形そのものとしてコンピューターに入

らないであります別の登記所のコンピューターの中

にそれが記録をされるということになるわけでございます。

のじやないか。

○冬柴委員 今度は、情報を取り出す場合は端末機があるところだけしかできない、こういうことで理解はいいですか。

○藤井(正)政府委員 そのとおりでございます。

○冬柴委員 このコンピューター化というのは、現に効力を有する事項のみを磁気ディスクにインプットする。ここら辺いろいろ議論があるところでしょうけれども、そのようになっていますが、そのようにして登記簿を調製する。しかしそうすると、コンピューター化されて完成した所におきましても、まず地図、公園とか今の十七条地図とかからまたまた閉鎖した登記簿とか、それからこれは保存の根拠がどうなつたのかわかりませんけれども、土地家屋台帳、こういうものも閲覧が許されていると思うのですけれども、コンピューター化、特に端末機のみを置くということになつた登記所でも今言つたような作業というものは出張所で行うといふことがされるわけですね。いかがですか。

○藤井(正)政府委員 そのとおりです。

○冬柴委員 先ほどの坂上委員の質問にも出てきましたから余り重複したくないので、出張所の統廃合が、コンピューター化することによつて相当加速するのじやないかというふうに思われるのです。それで、統廃合自身は閣議決定され、いろいろ慎重に行っておられるようですけれども、統廃合されますと、今私が挙げたようなコンピューターにインプットしない情報、例えば閉鎖登記簿閲覧とか地図、公園、それから土地の分合筆、それからいわゆる建物等の表示登記、こういうみんなその土地にひつづいて近くで行われなければならない国民のニーズというものがあるわけですね。それが何かコンピューターで現在事項だけが、多くの利用はそれで賄われるのですけれども、国民生活に非常に重要なものが、その登記所というものを拠点にして行われる国民の行為あるいは要望というものが乱されてしまう

ということを申し上げたわけでございまして、この中に統廃合の対象場所があるかどうか、幾つぐらいあるのかということは、具体的にそういうことを取り上げて数を数えているわけではございません。

ん。

〔逢沢委員長代理退席、委員長着席〕
○冬柴委員 登記所の受付の中の改革であつて、この言葉は非常にいい言葉でわかりやすいのです。これは必ず統廃合とは密接に関連する問題だと思います。だからいかぬというわけではないのですけれども、私はそぞうじやない面があると思うのです。だからいかぬというわけではないのですけれども、出張所の事務と地域住民のかかわりと、いわゆる、受付の中の事務がコンピューター化されて便利になつたからといって、このかわりといふものが、その出張所と住民、出張所周辺で営業される司法書士さん、それだけじゃありませんけれども、そういう方々の利害が非常に深刻なものがある。したがつて、そういう面については十分配慮をされ、今局長の答弁で、地域住民あるいは司法書士さんと十分協議しながら統廃合を行つていく、こうおつしやいまして、かたがたその点については、突然廃止されるというようなことじやなしに、十分考えてやつていただきたい、このように要望いたします。

○冬柴委員 これは、リースの方が非常に合理的な形だと思います。
○藤井(正)政府委員 これは、リースでやることを考えております。
○冬柴委員 通信回線もそうですか。専用になるのですか。
○藤井(正)政府委員 これは、リースでやることを前提としてバックアップセンターを順次設置をしていきたいと思っております。
○冬柴委員 それから、そのコンピューターへドとか通信回線については、所有されるのか、それをモリースのような形で利用権を取得されるのか、その点はどんな考え方でいらっしゃるのです。

その順序でございますけれども、民行審の答申にもございますように、移行計画は都市部に所在する繁忙登記所から優先的に行うこと基本としておりますので、そういう移行をやるということを前提としてバックアップセンターを順次設置をしていきます。

○冬柴委員 移行の前提となるいろいろな作業をバックアップセンターで集中的に行う。バックアップセンターは当面そういう役割を担うわけでございます。そこで、このバックアップセンターを設置するということがまず出发になるわけであります。現在の計画といったしましては、昭和六十八年度までに全国すべての法務局、地方法務局に設置いたしたいと予定をいたしております。

○冬柴委員 その場合、プライバシーの保護ということがいろいろ問題になるわけです。それは守秘義務をきちっと契約上やられると思いますけれども、どういうところに配慮されるわけですか。外部委託をした場合、プライバシーの保護という点はどうですか。
○福葉政府委員 このコピーをとる作業は、外部委託を行います。
○冬柴委員 その場合、プライバシーの保護ということがいろいろ問題になるわけです。それは守秘義務をきちっと契約上やられると思いますけれども、どういうところに配慮されるわけですか。外部委託をした場合、プライバシーの保護という点でござりますので、個々の登記簿、それを見る観点で契約上どういう点を注意されるのか。

○福葉政府委員 登記簿自体は公開されているものでございますので、個々の登記簿、それを見るということ自体はだれでもできるわけでございま

つております。

四百と申し上げましたのは、一定の件数でもつて区切つてみた場合に大体それらしいの数になる

べきか、ないと言るべきか、そこは一つの問題ではあるうと思いませんが、しかしそれが集中され外へ持ち出されるというようなことになると、これはゆゆしき問題でございますので、そういうコ

ビーの管理あるいはその作業の管理といふものについては、私どもとしては十分に監督をしてまいりたいというふうに思つております。

○冬柴委員 次に、その移行データの入力、移行データの校正、移行ファイルの作成、そして移行確認、こういうこと、大変大切な仕事がつながつていていると思うのですけれども、これはどこでだれによつて行われるのか。いわゆる個々の作業ですね、これはどこでだれの所有する機械によつてだれがするのか、その点について伺いたい。

○稲葉政府委員 今のところ想定している作業手順でございますが、これは外部に委託しまして、コンピューター会社を手足にして、もちろん私も監督し、あるいは公益法人を通じて監督すると、いうようなことを考えておるわけでござりますけれども、そこでデータの作成、校正、修正というようなものをやつて、ある程度整つたものをつけたまう、そして最終的なチェックと、いうものはバックアップセンターで登記所の職員がやる、こういうシステムにしたいというふうに考えております。

○稲葉政府委員 これは、府によって莫大な筆個の数を保有している登記所とそうでない登記所があるわけでございますが、平均して二十五万筆個ぐらいだというふうに考えております。その平均的な登記所を考えてまいりますと、一年ぐらいいのを一応のめどにしておりまして、できれば今後その合理化によつてさらに短縮を図ります。

○冬柴委員 そこで、先ほども申されましたけれども、移行した後の確認という作業ですね、これ

は二十五万筆個と大変なものに上りますけれども、これは絶対に職員にやつてもらわなければなりませんけれども、削減すべきところは削減をいたしまして、増員すべきところはしておるという現実でございます。したがつて、来年度におきましては、法務局関係は増員をしてもらわなければなりませんけれども、削減すべきところは削減をいたしまして、増員すべきところはしておるという現実でございます。

○冬柴委員 それから外部の委託業者なんですが、そのさしあたりの状況では、現在非常に繁忙合とで違つてくるというふうに思つております。

○稲葉政府委員 これは、さしあたりその過渡期の状況と、それからさらにかなり進んで全体としてコンピューター化による省力効果が出てきた場合とで違つてくるといふふうに思つております。しかし、それが非常に繁忙な中から捻出できるかどうかという問題がございまして、できれば私どもとしては増員でその分は確保したいというふうに思つております。

○冬柴委員 大臣、私は弁護士ですから、法務局によく出入りましたのです。朝八時半からやつてゐるのです。八時半にはきちつと来てします。それで、お客様がもういますから、狭くて多数の人一生懸命働いていられる方に、この上まだ平均で五十万筆個といふふうなものを、これを、モグラたたきみたいに作業が済んだ残りからまた新しい事件が入つてくると思いませんから、二十五万回見たら済むという作業ではないようく僕は思うのです。今の話を聞いてみると、その中から何か抜出してとおっしゃつたけれども、これは僕は非常に無理があると思います。そんなので間違いが起つては大変ですし、ここまでやる以上は、当然それも相当熟練といいますか、の職員でないと困りますし、当然手当してもらわなければいけないと思うのですけれども、どれぐらいの期間を予定されるのですか。

○稲葉政府委員 これは、府によって莫大な筆個の数を保有している登記所とそうでない登記所があるわけでございますが、平均して二十五万筆個ぐらいだというふうに考えております。その平均的な登記所を考えてまいりますと、一年ぐらいいのを一応のめどにしておりまして、できれば今後その合理化によつてさらに短縮を図ります。

○林田国務大臣 実は六十三年度におきまして法務局関係で、特に登記の面におきまして五十五人の増員をしたわけでございます。とてもそういうふうに思つております。

等もにらみまして将来構想を考えまいりたいと思うふうに思つております。

○冬柴委員 今回、現在事項のみをコンピューター化される、そのような思想のようですが、しかし全部事項譜本の需要というものは現在もあるかぬと思うのですね。その職員の手當はどうさられるのですか。

○稲葉政府委員 これは、さしあたりその過渡期の状況と、それからさらにかなり進んで全体としてコンピューター化による省力効果が出てきた場合とで違つてくるといふふうに思つております。しかし、それが非常に繁忙な中から捻出できるかどうかという問題がございまして、できれば私どもとしては増員でその分は確保しないと思つております。ぜひ増員を進めてまいりたいと存じております。

○冬柴委員 それから外部の委託業者なんですが、それがリースでいくのでしょうかけれども、とともに専門的な知識、熟練した技能、こういわばこのためのみにつくられる外部委託業者との関係、これは作業を終わつたときにはどうなる人、専門家を多数必要とするのではないか、こういうふうに思つわけです。そういうような会社、いわばこのためのみにつくられる外部委託業者との関係、これは作業を終わつたときにはどうなるのか、そういうものを含めたコストを決めてやるのか、そちら辺はどういうふうに考へてやられるのか、大変に重要な部分だと思うのです。これらはどういうことになつてゐるのでしょうか。

○稲葉政府委員 これはそういう専門の会社をつくるということは、無から有を生じさせる、そしてまた、先生御指摘のようにそれが終わったときによつてどうするかという問題がござりますので、私どもとしては既存の会社の中でそういう部門を新しくつくる、そして既存のコンピューター、それを保有しているコンピューターを利用した形で効率的な作業をやつてもうように考えてまいりました。その中で一つのそういう移行のための適切なシステムをつくり上げていただくというふうに思つておられます。

○冬柴委員 大事なことは、それが狭くなつたからといってほかのところへ持つていくということはないでしようね。その点について確認をしてお

いとちよつと説明にならない、このように思いました。

それで私は、将来この閲覧の部分につきましては、そのような政策転換がなされた、あるいは国益を享受したいというニーズがあるというふうになつた節に、その後も情報公開システムがそこに附加できるようなソフトといいますか、可能性を現在の時点で考慮しておいてほしい。今すぐするということが無理であればそういうことをしてほしいということが一つと、もう一つは郵送による請求ぐらいは認められないのかなと思うのですけれども、その二点について御答弁をいただきたいと思います。

○福葉政府委員 初めの部分の、将来のニーズによつてはという御指摘は、私どももまことにもつともだというふうに考えております。登記要約書という新しい公開方法は、今までの閲覧とは全く違う概念構成でできておりまして、今までの閲覧というシステムは、全部は見られるけれども、それはただ単に見るだけであつて、自分でそれを記録の形で保存しようとすればメモをとらなければならぬということになつてゐるのに対し、今までの要約書は重点的な事項をハードコピーの形でお渡しするという形になつておるわけございまして、それがどの程度の利用があるのかという点については、私どももひどはつきりしない面があるわけでございます。そういう意味で、今後の事態の推移、国民のニーズ、あるいはシステム開発の可能性と申しますか、そういうものをやらんで処理をしたいということは、御指摘のとおり考えてまいりたいと思っております。

二番目の郵送の問題でございますが、今申し上げたこととも関連するわけであります、もう一つは、郵送料だけ払えば郵送するということになつておりますが、その事務負担は登記所の職員がかぶつて、それを受け取つて発送するという手間を負っているわけでございます。それを、これは非常に下世話を方でございますが、四百円い

たたける証明書であればある程度のサービスはしてもよろしいと思うのですが、二百円でそうやるのもそのような負担能力からいつてどうぞということは、私どもの負担能力からいつてどう付加できるようなソフトといいますか、可能性を現在の時点で考慮しておいてほしい。今すぐするといふことが無理であればそういうことをしてほしいということが一つと、もう一つは郵送による請求ぐらいは認められないのかなと思うのですけれども、その二点について御答弁をいただきたいと思います。

○福葉政府委員 次の質問に移ります。
○冬柴委員 管轄の問題ですが、いわゆる登記管理ですね。この何がし登記所でそのまますぐ事務を行なうという建前になつておると思うのです。すな

わち、東京の法務局何々出張所の登記官が北海道の何がし登記所でそのまますぐ事務を行なうということは予想してないのではないか、このように理解をしておるわけです。

そこで問い合わせれども、東京の法務局、例えれば板橋出張所で北海道の某登記所管内の土地の登記事項証明書をちょうだいする、これはできるわ

けですね。だれが証明するのですか。

○藤井(正)政府委員 これは、東京の板橋出張所の登記官が証明をいたします。

○冬柴委員 管轄の関係はどうなりますか。

○藤井(正)政府委員 その限りにおきましては、すなはち乙号事務の限りにおきましては、東京の

板橋出張所がデータ交換先の登記所まで管轄の手を広げるとことになります。いわば管轄の競合が生じておるという状態を考えなければならぬかと思ひます。

○冬柴委員 管轄の関係はどうなりますか。

(委員長退席、逢沢委員長代理着席)

○藤井(正)政府委員 これは改正法の百五十一条ノ三の第二項で、登記事項証明書の交付の請求ができると書いてございます。この中からそのよう

に読み取る、これの裏返しであるといふように理解をいたしております。

○冬柴委員 わかりました。

○藤井(正)政府委員 将來、甲号利用についていわゆる管轄を取り扱つてしまふような思想はあるのですか、ないの

ことは考えておりません。これは一つには、表示登記の場合などを考えますと、これは実地調査といふものを持たれておりますが、それは統廃合といふことです。その統廃合といふ問題がますますでなければできないという事務があるわけございませんし、また、登記といふものは順位が生命でございますが、遠隔地の登記所からの申請があつて、その申請情報が受け付けられたとしてしまって、その何がし登記所でそのまますぐ事務を行なうということがありそうに思ひます。

○冬柴委員 管轄の問題ですが、いわゆる登記管理ですね。この何がし登記所でそのまますぐ事務を行なうといふことは予想してないのではないか、このように理解をしておるわけです。

そこで問い合わせれども、東京の法務局、例えれば板橋出張所で北海道の某登記所管内の土地の登記事項証明書をちょうだいする、これはできるわけですね。だれが証明するのですか。

○藤井(正)政府委員 これは、東京の板橋出張所の登記官が証明をいたします。

○冬柴委員 管轄の関係はどうなりますか。

○藤井(正)政府委員 その限りにおきましては、すなはち乙号事務の限りにおきましては、東京の

板橋出張所がデータ交換先の登記所まで管轄の手を広げるとことになります。いわば管轄の競合が生じておるという状態を考えなければならぬかと思ひます。

○冬柴委員 管轄の関係はどうなりますか。

(委員長退席、逢沢委員長代理着席)

○藤井(正)政府委員 これは改正法の百五十一条ノ三の第二項で、登記事項証明書の交付の請求ができると書いてございます。この中からそのよう

に読み取る、これの裏返しであるといふように理解をいたしております。

○冬柴委員 わかりました。

○藤井(正)政府委員 将來、甲号利用についていわゆる管轄を取り扱つてしまふような思想はあるのですか、ないの

ことは考えておりません。これは一つには、表示登記の場合などを考えますと、これは実地調査といふことです。その統廃合といふ問題がますますでなければできないという事務があるわけございませんし、また、登記といふものは順位が生命でございますが、遠隔地の登記所からの申請があつて、その何がし登記所でそのまますぐ事務を行なうといふことは予想してないのではないか、このように理解をしておるわけです。

○冬柴委員 管轄の問題ですが、いわゆる登記管理ですね。この何がし登記所でそのまますぐ事務を行なうといふことは予想してないのではないか、このように理解をしておるわけです。

そこで問い合わせれども、東京の法務局、例えれば板橋出張所で北海道の某登記所管内の土地の登記事項証明書をちょうだいする、これはできるわけですね。だれが証明するのですか。

○藤井(正)政府委員 これは、東京の板橋出張所の登記官が証明をいたします。

○冬柴委員 管轄の関係はどうなりますか。

○藤井(正)政府委員 その限りにおきましては、すなはち乙号事務の限りにおきましては、東京の

板橋出張所がデータ交換先の登記所まで管轄の手を広げるとことになります。いわば管轄の競合が生じておるという状態を考えなければならぬかと思ひます。

○冬柴委員 管轄の関係はどうなりますか。

(委員長退席、逢沢委員長代理着席)

○藤井(正)政府委員 これは改正法の百五十一条ノ三の第二項で、登記事項証明書の交付の請求ができると書いてございます。この中からそのよう

に読み取る、これの裏返しであるといふように理解をいたしております。

○冬柴委員 わかりました。

○藤井(正)政府委員 将來、甲号利用についていわゆる管轄を取り扱つてしまふような思想はあるのですか、ないの

本の交付請求に要する費用とは同じ額になるべきだらうと思うのですけれども、その点については差が生ずることがあるのかどうかということ。

それからもう一つは、登記事項の要約書と閲覧手数料との間で差が生ずる可能性があるのかどうかという問題。

それから、政令に委任されておりますけれども、「交付等に要する実費」、こう書かれているわけですから、その交付に要する実費というのはどの範囲を考えていらっしゃるのか、その点についても伺いたい、というふうに思います。

○藤井(正)政府委員 登記事項証明書の交付の手数料は、現行の登記簿謄本の手数料と同額にできるよう努めたいと思っております。

○藤井(正)政府委員 登記事項証明書の交付の手数料は、現行の登記簿謄本の手数料と同額にできるよう努めたいと思っております。

それから交付に要する実費でございますが、これは人件費、物件費、施設費、そういうものを全部含めて考へておきています。

○冬柴委員 それから、登記事項証明書の交付請求というものが、東京、大阪等の官庁、会社の本社が集中している地域とそうでないところで、現在の分布とは相当違つた形が出てくるだらうと予想されるわけです。そういうものに対する人

的・物的体制の繁閑に応じた整備、そんなことも先のこととしょんげれども考へられると思うのですが、それと同時に、これは司法書士業務にも随分影響を与えるのではないかと思うのですけれども、その点どんな認識をしておられますか。

○藤井(正)政府委員 そのようなことも確かに考えられようかと思います。ただ、一つ申し上げら

れるのは、現在でも地方の登記所に対して謄本は郵送による請求ができることになっておりまし

て、その実態から見ますと、大都市部における登記所の業務 자체は別といたしましても、司法書士

業務における地域差、繁閑がそんなに生ずるかどうか、ちょっとそこまでは考へられないのではな

いかというふうに思つております。

○冬柴委員 その認識だけ伺つておけばいいと思ひますけれども、次に移ります。

いろいろなファイルができるようですね、登記ファイル、保存ファイル。登記ファイルにつきましても、バックアップセンターそれから登記情報センタ、こういうふうに四つのファイルが理論的には出てくるようすけれども、これはどれが

原本になるのか。そして転記の時期が、ある場合は一ヶ月、ある場合は一年というようなスパンが置かれておりますし、書かれる内容も、登記ファイルに記入した途端に保存ファイルも同じように回つて保存されるのか、それとも時間がちょっとと変わつて記入されるのかによつて、この四つのいわゆる登記簿というものが、ある時点ですばつと横断で切つてみると記載内容が全部違うといふなことも考えられるわけです。そうするとそれが原本なのか、どう考へていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○藤井(正)政府委員 それはなかなか難しい問題だと思っております。

三階層ネットワーク方式をとりまして、登記所における登記ファイルと、それからバックアップセンターにおけるそれと、登記情報センターにおけるそれと、三つの関係でございますが、これは電子情報処理組織という意味をどういうふうに考

えるかということも関係してこようかと思うのでございますけれども、結局この三つのものは回線でつながつてている。バックアップセンターなり登記情報センターにおける登記ファイルの役割は登記所のファイルの記録が滅失したときの回復の資料になる、あるいはそこがシステムダウンしたときに直接にバックアップセンターから証明書を発行する、そういう役割を持つわけで、交信情報が

ある期間ブールされておりますから、ファイルそ

れ自身の内容には少しずつタイムラグがあるとい

たしましても、結局この三つのものは全部シス

テムの中でつながつておきまして、一体として登記簿を構成している。従来の登記簿の觀念からする

とやや奇異に感じられるかもしれないけれども、考え方としては全体として登記簿であるといふふうに考へる方がよろしいのではなかろうか。

もちろん、これとは逆の考え方もあり得ると思います。しかし、さあたつて私どもとしてはそういうふうに考えたらいかがであろうかと思つております。

もう一つ、登記所には登記ファイルのはかにそれのコピーとしての保全ファイルがございますけれども、これをどう考へるかというのもこれまた一つ難しい問題でございます。ただ、これは登記所において、一日の業務が終わりましたところで登記ファイルのコピーをカートリッジテーブルの方に瞬時に移しましてコピーをつくるわけでございます。これが、いざというときに直ちにその登記所でもつてそのままのデータからもとのディスクの方に戻してディスクを回復する、記録を回復するという機能を持つわけで、データそれ自体が果たして登記簿と言えるかどうか、これはまた別個の観点から検討を要するのかなという気はいたしております。

○冬柴委員 何かもう一つわからないのですけれども、難しいですね、これは磁気ディスクにかかるもの、何ですか、それはやはり今おつしやつたようなカードリッジというのもそれになるのですか。

○藤井(正)政府委員 これは磁気データーでございまして、かわるものというものはそのような磁気テーブルなども一つ考へておりますし、またこれから大いに開発されていくであらうと思いますが、光ディスクのようなものも考へられるのではないかろうか。そういう先端技術を用いて、類似のあるいはよりすぐれた機能を持つものができてくるのではないかろかと思つております。そういうものも含めて考へております。

○冬柴委員 公正証書原本というものを不実に記載した場合に罰則がある、そういうものが、さきの刑法改正でこういうような電子情報についてもつくられたと思うのですけれども、何が原本かとあることがわからないと、ちょっと構成要件があらうになりますね。そういう意味で、やはりこの点については十分考へておかなければ、四つも

あり、しかも情報を一定期間ホールするという、それが登記簿の一部を構成していると思うのです。それも原本になるのじゃないかとも思われます。それも原本になるのじゃないかとも思われます。それも原本になるのじゃないかとも思われます。それも原本になるのじゃないかとも思われます。

そういうことを幾らやつても起こるということはあります。そういうことを幾らやつても起こるということはあります。そういうことを幾らやつても起こるということはあります。そういうことを幾らやつても起こるということはあります。そういうことを幾らやつても起こる

ことがあります。そのためには、まず第一に、そういうことが起らぬないようにシステムとしては信頼性を持ったようなシステムにする。つまり、プログラム起こつたとか、そういうことによつて滅失するところがあります。そのためには、まず第一に、そういうことが起らぬないようにシステムとしては信頼性を持ったようなシステムにする。つまり、プログラムミスのないようなプログラムをつくる。あるいは、改ざんされないよういろいろの、例えば登記官カードがないと登記ができないとか、データの差しかえは許さないとか、一定の手順で操作をしなければ登記ができない、こういうようないろいろなシステムも考えますし、それから自然災害に対する対策としては、それに強いような設備にするということは当然のことだらうと思います。

そういうことを幾らやつても起こるということはあります。そういうことを幾らやつても起こるということはあります。そういうことを幾らやつても起こる

ファイルから再製をするということになります。

それもダウンしてだめになったというとバックアップセンターからくる、さらにそれをおかげでなくなっているということになると情報センターの方からくる、こういうような仕組みにしております。それによって、今まででは一つなくなっています。

しまえばもうそれでおしまいということになつていたわけですが、その安全性は今までよりは今度の三階層ネットワークの方がより安全であります。

○冬柴委員 それから、不動産登記法百五十一條ノ二、商業登記法百十三条の二に同じような文言があるのです。「登記事務ノ全部又ハ一部ヲ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フ」。この「全部又ハ一部」とはどういう意味か、それから「取扱フ」とはどういう意味か、その意義と要件、効果、そのようなものについて、これも簡単で結構ですが、御説明をいただきたい。

○藤井(正)政府委員 登記所には、土地登記簿、建物登記簿、これが中心でございますけれども、それ以外に工場財團であるとか鉱業財團であるとかいろいろな財團の登記簿、立木の登記簿とか船舶とか、いろいろあるわけでございまして、土地建物以外の不動産はおむねその個数も件数も非常に少ない。そうすると、コンピューター化する、将来的には当然全種類の不動産を移行する、コンピューターに入れられるわけであります。建物といったものに限定をして移行し、コンピューター処理するということが考えられるわけですが、さあたりメリットが大きいものとして土地による限定といふものがあり得る。地番区域によつてある区域をまず移行してコンピューター処理を始めるというようなことが考えられるわけでありまして、そういう意味で「全部又ハ一部」ということにして彈力的な運用が図れるというよう

にしたわけでございます。

それから、「取扱フ」ということでありますが、これは現行不動産登記法の十二条で「登記所ニ於ケル事務ハ」云々「之ヲ取扱フ」こういう表現の規定がございまして、これに倣つたわけでございます。

○冬柴委員 次に、登記事項の要約書について書面を様式化、定型化する考え方があるのか、もしするとしたらどんなことを考えておられるのか、その点についてお尋ねします。

○藤井(正)政府委員 このは登記事項証明書に準じまして、やはり登記事項要約書も様式を考えております。省令でそれは定めることになろうと思

います。

○冬柴委員 それから、閲覧制度が変わるわけでござりますので、そのような定型化した場合、例えば一定の地域において一定の床面積以上の建物の所有者を検索したいとか、それから例えば昭和三十年代以前に建築された木造建築物を所有する者の名前を検索したい、これは恐らく商売に使って、そういうところへ建てかえませんかというよ

うなこととか、そういうことでも使われていると思うのです。あるいは、たしかこの町の中だけれども、冬柴という名字の者が持っている建物はどうだ、こういうことを検索することも行われていると思うのです。あるいは、そういう今の閲覧のニーズ、どんな要望を持ってきているのか、そういうことは調査されたのですか。それにこたえられるような様式というのを考えられているのかどうか、その点はどうでしょうか。

○藤井(正)政府委員 現在においても、登記所では、お客様がおいでになりまして住居表示でもつていろいろ請求されるということで、登記所の方で大変手間がかかるという事態もあるわけでござります。そこで、今いろいろな形で検索ができるようになりました。そこで、今までの申請書を確かにコンピューターシステムのもとでは、技術的には蓄積されたデータをいろいろな形で編集をして検索し、打ち出すことが可能になるわけであ

りますけれども、一方では、国民のプライバシーの侵害にならないような配慮も必要なわけでございまして、今お話をありましたような相当網羅的な形での検索といふものはできないようになればならないわけございます。

○冬柴委員 次に、これは細かい話ですが、百五面を複数化、定型化する場合、例えば昭和三十年代以前に建築された木造建築物を所有する者の住所から、あるいは名前から不動産を検索をするといったようなことは考えておるわけでございます。

○冬柴委員 今答弁の中に、大変重要な問題があると思うのですね。今やっている閲覧、そして賄われている情報の収集という方法が、磁気ディスクに置きかえることによつて一部できなくなるという部分が生ずるのはいかがなものかと思うのですけれども、その点はどうなんでしょうかね。

○福葉政府委員 確かに先ほども申し上げましたように、少し考え方方が変わつております。全体を目で見る、そして必要なところをメモをとるという仕組みではなくて、いわばお仕着せのデータを出すということで、おっしゃるような面はないわけではないのですが、そもそも現在の閲覧という制度自体が非常に前近代的であり、かつ、それは非常に緊急避難的に全部を謄抄本で賄わせるのはいかにもちよつとコストバランスからいってひど過ぎるというような影響と、それからそれを全くなるというふうな配慮からそくなつておるわけございまして、そういう点から考えますと、一部には、全部の事項を閲覧ペーパーの形と申しますが、そういう形で打ち出してほしいという要請はありますけれども、それをやりますけれども、それもやはりまとめてあるわけですが、その辺は痛しかゆしというところがございます。

それから、申請書の様式については現在何も決めたものはないわけで、慣行上あいう申請書をつくつておるわけですが、今後コンピューターへおきましては横書きで証明書等を出しますといふことを考えております。そうしますと、申請書も横書きの方がよろしいのではないかと思つております。一方、普通の今までのブックの

きかという点については私ども非常に苦慮しているわけですが、やはり最大公約数的なデータを拾い上げるということでさしあたりやつてみて、それらはみ出す方はやはり証明書をとつていただくという方向で対処できないかといつています。

○冬柴委員 次に、これは細かい話ですが、百五面を複数化、定型化する場合、例えば昭和三十年代以前に建築された木造建築物を所有する者の住所から、あるいは名前から不動産を検索をするといったようなことは考えておるわけでございます。

十一条ノ六に、金銭、物の数量、年月日及び番号、これはアラビア数字を用いる。こう書いてあるのですが、そうすると例えは登記権利者、義務者あるいは債務者、このような人たちの住所に何丁目何番地何号というものがあると思いますが、丁目何番地何号というものが、それはアラビア数字じゃなしに漢数字で書けといふことになるのか。それからあわせて、コンピューターへ提出する登記申請書と非コンピューター化して提出する登記申請書では様式が違うとされていますが、何か横書きと縦書きと随分ややこしいことになるのじゃないかと思うのです。そこら辺は、この際統一されるというふうな考え方があるのかどうか、それはどうですか。

○福葉政府委員 住所も少なくとも何丁目何番地、何番地までいきますと番号で読めるだろう、番号ということでアラビア数字を使えるだろうというふうに考えております。ただ、三丁目とか一丁目とかいうのは、八王子とかいうのと同じように地名だと考える考え方と、あれもやはり数字にしかすぎないという考え方と両方ございまして、私どもとしては、漢数字でなければ受け付けないというふうには思つております。

それから、申請書の様式については現在何も決めたものはないわけで、慣行上あいう申請書をつくつておるわけですが、今後コンピューターへおきましては横書きで証明書等を出しますといふことを考えております。そうしますと、申請書も横書きの方がよろしいのではないかと思つております。一方、普通の今までのブックの

場合には縦書きでやっていますので、それに合わせれば縦書きということで、将来は、コンピューター化が広がってまいればそういう横書きで統一してまいりたいと思っておりますが、さしあたりは併存するということは避けられないのではないかと思つております。

○冬柴委員 住所の下の番号はアラビアでもいいのですか。それはこの年月日及び番号の番号に入るという解釈ですか、そういう趣旨ですね。わかりました。

それでは次に、コンピューター化に伴う登記従事職員の処遇に与える影響、これは非常に大切な問題だと思います。これはいろいろな委員がお尋ねになつてゐるとは思いますが、まとめてお伺いすれば、移行作業期間というものを大体十一年か十五年と仮定した場合に、その増減をどう考えたらいのか。そこは外注で弹力的に応ずるつもりなのかどうか。それから、一番大事なのは、非コンピューター化の人員をコンピューター化の方へ吸い上げて、そしてまだ先になる非コンピューター化の労働強化につながるようなことにならないかどうか。それから、先ほどもちょっと聞かれたようですが、コンピューターデスクの前で長時間作業される、これは、それが法務局の職員であるあるいは外注先の従業員であれ、そういうような前で長時間作業することによる健康に及ぼす病理学的な影響とかその予防とか、そういうことはあわせて今研究しておられるのかどうか。その点についても伺っておきたいと思います。また、コンピューター化作業のために必要とする物的な施設、そういうものについても、時間もありませんからあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○藤井(正)政府委員 登記事務のコンピューター化によりまして、特に賛抄本交付事務を中心として相当の省力効果が生ずるものと考えております。しかし、これは長期的にはそうだとしましても、短期的にコンピューター化の展開の初期の段階では移行作業というものが加わってまいります

場合に縦書きでやっていますので、それに合わせれば縦書きといふことで、将来は、コンピューター化は非常に重要な問題を要する作業でありますので、将来にわたり定員事情にどのような影響を与えるかというのを具体的に予測することはなかなか困難でございます。先ほども御質問があつたところでありま

すけれども、私どもとしましては、一つには内部努力をしなければなりませんし、しかし、それによつてどうしても貰えない部分につきましては、関係当局の御理解を得て増員もお願いをしなければならないと思つております。今御質問の中に、非コンピューター化からコンピューター化へ

の人員の移しかえ、再配置の点をお述べになられましたけれども、コンピューター化にいかに事務が加わることによつてより繁忙になると申しましても、ほかの府も現在繁忙の度合は相当高いものがござりますから、そういうふうな移しかえは容易にできるようなことではなかろうと思つております。

職員の執務環境あるいは健康に与える影響につきましては、環境の管理、作業管理、健康管理等の面でいろいろ考慮をするものがございます。と聞かれたようですが、コンピューターデスクの前で長時間作業されることによる評価をしていただいたところでございまして、トシシステムの過程で、バイロット評価委員会においてそのような点については特に念を入れて詳細に評価をしておられたところです。そこでその評価をしておられたところでもございまして、労働衛生の面などの専門家にもお入りをしていただきまして御意見をいただき、それが評価としてまとまっておりますので、そういった点についても今後十分に配慮してまいりたいと思っております。

○冬柴委員 最後に、法務大臣、大変な作業だと聞いておきました。また、長年月かかります。費用の点についても指摘をいたしました。それから、そこでいはこのために健康障害を起こすようなことがないように十分注意を払つていただきたいとのとも思ひます。また、長年月かかります。費用の点についても指摘をいたしました。それから、そこで働く人々の労働強化にならないよう、ある

ように、地図等閲覧に付さないようにしてほしい、これがぜひお願いしたいと思います。

もちろん、この目的は登記事務の処理の円滑化

場合には縦書きでやっていますので、それに合わせれば縦書きといふことで、将来は、コンピューター化は非常に重要な問題を要する作業でありますので、将来にわたり定員事情にどのような影響を与えるかというのを具体的に予測することはなかなか困難でござらないかと思つております。

○冬柴委員 住所以の下の番号はアラビアでもいいのですか。それはこの年月日及び番号の番号に入るという解釈ですか、そういう趣旨ですね。わかりました。

それでは次に、コンピューター化に伴う登記従事職員の処遇に与える影響、これは非常に大切な問題だと思います。これはいろいろな委員がお尋ねになつてゐるとは思いますが、まとめてお伺いすれば、移行作業期間というものを大体十一年か十五年と仮定した場合に、その増減をどう考えたらいのか。そこは外注で彈力的に応ずるつもりなのかどうか。それから、一番大事なのは、非コンピューター化の人員をコンピューター化へ

の人員の移しかえ、再配置の点をお述べになられましたけれども、コンピューター化からコンピューター化へ

の人員の移しかえ、再配置の点をお述べになられましたけれども、コンピューター化にいかに事務が加わることによつてより繁忙になると申しましても、ほかの府も現在繁忙の度合は相当高いものがござりますから、そういうふうな移しかえは容易にできるようなことではなかろうと思つております。

職員の執務環境あるいは健康に与える影響につきましては、環境の管理、作業管理、健康管理等の面でいろいろ考慮をするものがございます。と聞かれたようですが、コンピューターデスクの前で長時間作業されることによる評価をしていただいたところでもございまして、トシシステムの過程で、バイロット評価委員会においてそのような点については特に念を入れて詳細に評価をしておられたところです。

○冬柴委員 最後に、法務大臣、大変な作業だと聞いておきました。また、長年月かかります。費用の点についても指摘をいたしました。それから、そこでいはこのために健康障害を起こすようなことがないように十分注意を払つていただきたいとのとも思ひます。また、長年月かかります。費用の点についても指摘をいたしました。それから、そこで働く人々の労働強化にならないようにしてほしい、これがぜひお願いしたいと思います。

もちろん、この目的は登記事務の処理の円滑化

を図ることにあるわけですから、それとの調和を図りながら強力に推し進めていただきたいと思いますが、その点についての大臣の所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○林田国務大臣 最近は権利関係が猛烈な勢いで動いておりまして、それを処理してまいりますためにどうしても登記事務のコンピューター化を進めなくてはなりませんし、しかし、それによってどうしても貰えない部分につきましては、関係当局の御理解を得て増員もお願いをしなければなりませんし、それによつてそもそも代理人の資格を司法書士に限定しないと、そのことを否定するつもりは毛頭ございませんが、代理人資格を司法書士に限定しないで、いよいよこれを実行に移していくこうとしたので、いよいよこれを行つてあります。しかし、コンピューター化しようとすると、この法案でござります。しかし、コンピューター化しようと思つますと、労働の問題あるいは労働の質の問題、また、それに携わる人々の健康の問題あるいは財政の問題とか、いろいろな問題が新たに出てまいります。こういうものを総合的にうまく処理いたしまして、そして二十一世紀にはすべて完成するよう努めまして、いたいと存じます。どうぞ御支援をお願い申し上げます。

○藤井(正)政府委員 最後に、法務大臣、大変な作業だと聞いておきました。また、長年月かかります。費用の点についても指摘をいたしました。それから、そこで働く人々の労働強化にならないようにしてほしい、これがぜひお願いしたいと思います。

○安倍(基)委員 この法案の審議も三巡目に入りまして、私自身全く同一人物で聞きますので、最後におさらいみたいな意味で一、二の点についてお聞きして、その後は一般質問的な質問をしたい

○逢沢委員長代理 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 この法案の審議も三巡目に入りまして、私自身全く同一人物で聞きますので、最後におさらいみたいな意味で一、二の点についてお聞きして、その後は一般質問的な質問をしたい

べきようは附帯決議をつけて採決という予定でござりますけれども、最後におさらい的にもう一遍確認したいのは、司法書士の地位の問題、特にここで登記の真正を確保するためにこれからどうす

うかというような問題がございまして、我々はどういった附帯決議をつけようかと考えておるわ

けでござりますけれども、その中で真正を確保するためのものとして登記申請の代理の制度を今後

登記申請の代理人としての資格を限定するという制度をとることはどうかという観点からいろいろと議論がなされてゐるわけでございます。この点につきましては、私どもの考えといたしましては、司法書士が現在登記申請の代理人として非常に重要な役割を占めている、これが法務局における登記行政を円滑に推進していくため非常に有効な機能を果たしているということは極めて明白なことです。そのことを否定するつもりは毛頭ございませんが、代理人資格を司法書士に限定しないで、それ以外の者は一切代理人資格を認めないというところまで踏み切るのは、現行の法制のもとではこれは行き過ぎであり、到底納得を得られないのではないかろうか。この点は問題があるところでは、市民の活動の自由の場をそれだけ制約するといふだけの合理的な理由があるとは思えないと思つております。

○藤井(正)政府委員 どう考えていくのかということについて、もう一度確認の意味でお返事を承りたいと思います。

○藤井(正)政府委員 今、登記の代理の制度がこの席で随分話題に出しておりますのは、司法書士に登記申請の代理人としての資格を限定するという制度をとることはどうかという観点からいろいろと議論がなされてゐるわけでございます。この点につきましては、私どもの考えといたしましては、司法書士が現在登記申請の代理人として非常に重要な役割を占めている、これが法務局における登記行政を円滑に推進していくため非常に有効な機能を果たしているということは極めて明白なことです。そのことを否定するつもりは毛頭ございませんが、代理人資格を司法書士に限定しないで、それ以外の者は一切代理人資格を認めないということはもとよりでござります。

○逢沢委員長代理 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 この法案の審議も三巡目に入りまして、私自身全く同一人物で聞きますので、最後におさらいみたいな意味で一、二の点についてお聞きして、その後は一般質問的な質問をしたい

べきようは附帯決議をつけて採決という予定でござりますけれども、最後におさらい的にもう一遍確認したいのは、司法書士の地位の問題、特にここで登記の真正を確保するためにこれからどうす

うかというような問題がございまして、我々はどういった附帯決議をつけようかと考えておるわ

けでござりますけれども、その中で真正を確保するためのものとして登記申請の代理の制度を今後

ンスの場合には司法書士の制度がなくて公証人が全部やっている。日本の場合には、公証人は非常に数が少ないのでですね。もちろん公証人と司法書士というのはそれなりの、いわば活動の場が違うということはわかるのですけれども、これは例は必ずしもびつたりませんけれども、公認会計士と税理士というそれぞれ違った部門の者が、例えば公認会計士でありかつ税理士であるというような人もいるわけですね。だから、司法書士と公証人との境を、あるいは両方できるといふような、もちろんその場合には試験なりなんなりがござりますけれども、司法書士の中でも逆に公証人の機能も持つ、公認会計士でかつ税理士であるというのと似たような話で、そういう道も考へるのではないかという気がいたしますのでござが、これらの司法書士の地位の向上というか、その面について何らかの方策が考えられるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○藤井(正)政府委員 公証人と司法書士と最も根本的に違う点は、我が国の公証人は、ヨーロッパの公証人と同様に国家公務員的な性格を有しておられますけれども、司法書士の地位の向上は、大臣によって任命をされるというものでござります。公証人の役割、その仕事の中心をなすのは公証行為、一定の法律行為とか事実の存在について公証する行為をする機関であるとされています。公証行為は、これは講学上は行政行為の一つである。つまり、それは公の地位を持つた者が公権的な立場からある一定の行為について証明を与える、そういう行政行為を執行する機関であるときれているわけであります。そうなりますと、公証行為を担当する者につきましては、当然にその任命の制度から、あるいはその職務の執行に対する監督とか、そのほかいろいろな公務員的な地位に伴う規制といふものがかかるべきでございまして、自由業とされている司法書士とそこに非常に根本的な違いが出てくるのではないか。特に自主性の確立ということの方に向かって進んで

まいりました司法書士の制度のあり方とはちょうど反対の方向へ向く考え方になるのじゃなかろかと思います。

この二つのものが調和できないかどうかと言われますと、それは考えてみなければならない点がないわけではないと思しますけれども、方向としては全く反対のものになってしまふのじゃなかろうか。その点で公認会計士と税理士という二つの職業の間柄とはいさか趣を異にするものでございまして、なかなか難しい問題ではなかろうかと考へておるところでございます。

○安倍(基)委員 公認会計士も、本来は税理士の公正を担保するためのものですからね。税理士の方は逆に税において代理する。ある意味からいふと、全く方向が逆と言えないこともない。私も、おっしゃるように公証人と司法書士というものはそれなりの機能分担が違うことは承知しておりますけれども、フランスなんかの場合公証人がいろいろ活躍している、いわば会社の会計でございます。

公証人の役割、その仕事の中心をなすのは公証行為、一定の法律行為とか事実の存在について公証する行為をする機関であるとされています。公証行為は、これは講学上は行政行為の一つである。つまり、それは公の地位を持つた者が公権的な立場からある一定の行為について証明を与える、そういう行政行為を執行する機関であるときれているわけであります。そうなりますと、公証行為を担当する者につきましては、当然にその任命の制度から、あるいはその職務の執行に対する監督とか、そのほかいろいろな公務員的な地位に伴う規制といふものがかかるべきでございまして、自由業とされている司法書士とそこに非常に根本的な違いが出てくるのではないか。特に自主性の確立ということの方に向かって進んで

いますけれども、その面で、これからどうやってその地位を向上させていくかということについてそれなりの配慮をしていただきたいと思っております。大臣、いかがでございますか。

○林田国務大臣 司法書士の皆さんも非常に重要な仕事をやつたいたいておるわけでありまして、その地位の向上は、私たちももう既に何回も申し上げておりますように、十分尊重し、そしてそのための施策を進めてまいらなければならぬ、かのように考へております。

○安倍(基)委員 それから、今回のいわば改正、これはやはり司法書士のみならず土地家屋調査士とか、そういった人々の意見を聞きながら円滑に運用していくべきだと思いませんけれども、この点について、大臣、どうお考えでいらっしゃいますか。

○林田国務大臣 ともに重要なお仕事をしていただいているわけでありまして、しかしながらおののそによつて立つ立場が違うだらうと存じます。そのおのの立場を尊重しながら、おのおのが地位を高めていただくよう十分配慮してまいりたいと存じます。

○安倍(基)委員 それから、登記と直接関係ないのですけれども、土地問題が最近あれになっておりまして、土地のいわば評価額にいろいろなばかりつきがある、これを一本化すべきだという議論がございます。これはむしろ国土庁の関係でございまして、土地の価格と、これは全く国家公務員といふことでやつていいわけでございますけれども、また、私が今言いましたように税理士と公認会計士というのも相当異なる異質なものでございますから、その辺も考えますと、これは公の立場でござりますから、その辺も考えますけれども、この点につきまして、土地の価格をいつまでござりますけれども、この点につきまして、土地の価格をある程度統一していく。評価額ですね。国土法における価格とか相続税の路線価とか固定資産税の評価額とか、いろいろばらばらで、これはやはりある程度統一していくべきであるという持論を私は持っております。それとともに不動産鑑定士といふものの役割がそれなりに重くなつていく

と思います。それで、こういったものを一本化したらどうかと、これは公の立場でござりますが、ただいま申しますように制度の目的あるいは性格といったものがそれぞれ異なりますので、これを直ちに統一するということについては困難な面があると思いますけれども、今後ともこういった公的の土地評価の取引の指標としたいたしましては不動産鑑定士が評価を担当しておるわけでございますけれども、その他の制度については必ずしもそうではな

い。そこで、こういったものを一本化したらどうかと、これは公の立場でござりますが、ただいま申しますように制度の目的あるいは性格といったものがそれぞれ異なりますので、これを直ちに統一する。そういうことについては困難な面があると思いますけれども、今後ともこういった公的の土地評価の取引の指標としたいたしましては不動産鑑定士が評価を担当しておるわけでございます。

なお、実際の固定資産税の評価等におきましては、不動産鑑定士が有します知識経験を活用するという意味で不動産鑑定士を活用する例が次第にふえてまいつておるところでございまして、やはり不動産鑑定士の社会的な役割の向上といったような観点から、私どもとしてもこういった場面で不動産鑑定士が活用されるということは今後とも推進してまいりたいと考えるところでございま

す。

○安倍(基)委員 法案に関連した質問は、私は三巡目で自分一人でやつておりますので、大体私の御見解を承りたいと思います。

○森説明員 ただいま全国的あるいは継続的に行われております公的な土地の評価につきましては、先生御指摘のように、地価公示のほか固定資産税の評価とか相続税の評価というものがあるわけでございます。地価公示あるいは都道府県地価調査というものにつきましては、これは不動産鑑定士が評価を担当して実施しておるわけでございますが、固定資産税の評価額あるいは相続税の評価額につきましては、それぞれの課税の基礎となる課税標準としての価格を求めるという目的から、さらに固定資産税につきましては毎年度課税されるというのに対しても相続税はそうではないといたたよな、いろいろ評価の目的なり性格に違いますけれども、一般的の課税標準につきましては、それぞれの課税の基礎となる課税標準としての価格を求めるという目的から、さらには固定資産税につきましては毎年度課税されるというのに対しても相続税はそうではないと

思います。

〔達沢 委員長代理退席、委員長着席〕

まず第一に、これは我が党の議員も予算委員会で取り上げたことでござりますけれども、入国問題です。

最近外国人労働者がどんどんとふえているというようなことがしきりと問題になつております。これはつい最近見たのをそのまま使うのもどうかと思うのでござりますけれども、天皇誕生日のころに羽田にパングラデシュの人々が何百人と来ている。しかも、それは成田ではなくて羽田を使うと入りやすいというような話で、入国管理が要るに大したことない。いろいろの名目は、どうもちょうどこちらに観光が何かで来るけれども、そのうちお金がなくなつてしまつたら、仕方がないから帰る金がなくて居つたという形をとつて、そういう人が続々と定着をし始めているという話が大分問題になつてきているわけでございます。

これは非常に難しい話で、一方の見方からすると、対外関係からいってそういう人間をストップさせるのは外交上好ましくないという議論と、一方においては、それは長期的に見るとなかなか問題を生じるという議論もあるわけです。御承知のよう、例えばドイツあたりはトルコからのいわば労働者が大量に入った。それはそれなりに要するに需要があつて入ったのだけれども、今度ドイツの景気が悪くなつたときにトルコの国民に帰つてもらうというのは大分大きな摩擦になつてしまつてゐる。歐州なんかは随分アフリカ闇からの移住が多い。それが大問題になつてゐるというような話もございます。

これは外交的にも非常にデリケートな問題ですけれども、反面、これをどういう形で考えていくのかというのは非常に重要な問題でございまして、これはどちらかと申しますと、入国管理もさることながら、外務もしくは労働の関係かな。どういうことで対処していくかと思つてゐるのかと、ということについて、簡単に御説明願いたいと思ひます。

○田辺説明員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、確かにこれは相当多面的

な側面を有する問題でございます。特に、先生たしかパングラの人をおつしやいましたけれども、アジアからいろいろな人が入つてきて、ただ、入ってきた後不法滞在あるいは不法就労というふうなことになると、それは国内的にもいろいろ問題がある。これはまさに先生の御指摘のとおりでございます。そういうふうなことで必ずしも好ましくないわけでございまして、我々としてもこういふことのないよう、少なくとも在外公館ではできるだけビザの審査等々を厳格にやつてきているつもりでございますし、その他の面につきましては、旅券の発給あるいは出国管理等々につきましても国内の関係機関ともいろいろ協議して、そういうことのないようはどういうふうな方策がとれるかということについていろいろ考えてきているところでございます。

○廣見説明員 お答えいたします。
今先生御指摘のように、確かに我が國に外国人の方が入つてこられ、その方が残念ながら不法に就労されるというふうな事案がふえていくようございます。こういったようなわゆる不法就労の方々がふえるということになつてしまいまして、一方においては、やはり私どもの国の雇用失業情勢といふように就労されるというような事案がふえていくようになります。こういつたような圧力にもなりかねないというようなことがございまして、一般的な労働条件を引き下げていくような圧力をどこまでどうするのかといふことにつきましては、むしろ長期的にはそれでよかつたのだ、かえつていろいろな問題が起らなで済んだのだというようなことを言ふ者さえいるわけですね。

これは非常に難しいので、今は不法入国を抑えると言つてはいるからいいのですけれども、外交として、門戸を開けという要求が出てきた場合に、それにどう対処するのか。やはり我が國は非常に均質的な国民で來てゐるので、労働情勢も今はいにしても先々わからぬ、だからむしろそれをどう対処するのか。やはり我國は非常に均質的な国民で來てゐるので、労働情勢も今はいかに必要があるのでなかろうかと、いうように考えております。

そういう意味で、労働省といたしましては、昨年から学識経験者によります研究会を発足させまして、こういったような面につきましての考え方について、こういったよな面をおつたわけでございまして、これが、先般一応の取りまとめを出していただいたところでは、一つは、範囲の問題と並びまして、

ながら対応していくためには、雇用許可制度の導入なんかがなまのものかという提案もございま

す。私ども、これは一つの提案として受けとめまして、さらに一層検討も進めていく必要があるのではなかろうかというようなことで、労働省といつたままでは、なかなかさらなる検討を進めていきたい、かように考えておるところでございます。

○安倍(基)委員 今のところは不法という話なんですか。これがある程度門戸を開放していくつもりなのか、いやいやむしろ門戸は開放しないの――私はオーストラリアにしばらく駐在したのでござりますけれども、あそこは白豪主義ということで、ある意味からいと非常に非難されている。ところがまた反面それを支持する連中は、むしろ長期的にはそれでよかつたのだ、かえつていろいろな問題が起らなで済んだのだと

いうようなことを言ふ者さえいるわけですね。これは非常に難しいので、今は不法入国を抑えると言つてはいるからいいのですけれども、外交として、門戸を開けという要求が出てきた場合に、それにどう対処するのか。やはり我國は非常に均質的な国民で來てゐるので、労働情勢も今はいかに必要があるのでなかろうかと、いうように考

らに定住したらまた子供が生まれる、社会問題に

も発展するわけですね。これはどの省が所管するのかはつきりしませんが、労働省かと思いますけれども、当面、このままでつとめておいて、むしろ日本人の均質性を保つというような格好でい

くのか、その辺はどうお考えですか。

○田辺説明員 大変難しい問題でございまして、先生の今の御質問の中にも拘えていける問題のいろいろな点について、相当これは多面的にいろいろな角度から慎重に考えていかなければならぬのではないかとのままでそのまま何ら変えないでいいのかというと、そこはいろいろ検討していかなければならぬ結論が出しにくい問題なのではないのかな。余りびしつとした答えになつていいかも知れませんけれども、先生御指摘のとおり相当問題は複雑かつ多面的でござりますので、この辺にしておきます。

○安倍(基)委員 これはやはり時間をかけて十分論議をしていかなければいけない問題でございまして、法務大臣にお聞きするのもどうかと思いますけれども、今までの議論を聞かれて法務大臣はどういう御感想を持っていらっしゃるか。ちょっと突然ですけれども。

○林田国務大臣 日本が国際国家として生きてまいるためには、日本人がどんどん外国へ出していくことが必要であります。また一方、外国人も日本へ入つてくることが必要であるわけです。しかししながら、外国人の日本への流入につきまして、かつての西独なんかにおきますようなわだちを踏んではいけないわけです。したがつて、日本は今単純労働者は入れないということになつておるわけでありまして、この政策はさらにとり続

けていかなければならぬと考へるわけです。したがつて、知識を持つておる人とかあるいは技能を持つておる人、そういうような方は入れますけれども、単純な肉体労働に頼るという人については入国を見合はせてもらうということであつていかなければならぬわけでありまして、法務省はそういう国の政策にのつとりまして今入国管理を図つておる、こういう次第でございます。

○安倍(基)委員 これはなかなか、例えばこれららの法秩序の維持という面から言いましても私はアメリカに二年半ばかり学生でおりましたけれども、ある意味からいうとそこは移民国家でいろいろなものがまざつていて、それだけあらかじめ人種的な試験を受けているわけでございますけれども、反面、犯罪なんかいろいろある非常にエゴイスティックな面からいえば、余り入ってきてしまつては困る。といって、外国に対する顔向けもある。しかし、余り当座の顔向けをよくしておると先々いろいろな禍根が出てくるかもしれないということで、これは最終的にはやはりもつと國內でこれからどうするのかということを十分議論をしていかないといけない問題かと思います。その面で、これは外務省の問題、労働省の問題、法務省の問題、いろいろな省にかかる問題でございます。例えば我々は、本当に宗教も違う、人種も違うという連中とこれまで余りつき合つたことがない。お客様としてはつき合つたけれども、隣人としてつき合つたことがないわけでござりますから、非常にそういった免疫がない国家であります。これからは態度として、各省のいわば横の相談の上で一定の方向を出していかないと困るなと思っております。

これとの関連で、関連というと非常に申しわけないのですけれども、留学生問題、留学生が気の毒だ、氣の毒だと非常に言われるわけです。私はあまりのじやくな方ですから、円高だから留学生のためにどこか民間の会社の寮まで開放しろとか、今いろいろな要求が出てきていますが、ちょっと私はこの問題、少しマスコミが騒ぐとすぐそれに

乗る、マスコミのあれがどうかわかりませんけれども、感じがしないではない。というのは、私自身、今お話をいたしましたように、二十代の終りごろ、フルプライトということで一年半留学したのでござりますけれども、私どものときには、ガリオアのときは割と大勢呼んだ。ところが、大勢呼んでろくな生活保障もできないとなると、かえっておかしい、だから人数を減らそうといふことでむしろ減らして、そのかわり十分生活はさせてくれるというようなシステムであつたわけでございます。

最近は、日本は非常に豊かになりましたから私費留学も随分ある。日本の場合、留学生をふやさなければいかぬ、あるいはそれが円高でかわいそなうだということを言うのですけれども、本来入国するときにそれなりの保証人なりをきらつと立て、それでこちらの生活ができるのだろう、月謝も払えるのだろうという前提のもとに受け入れておるのじやないかな。そうすると、そういった私的レベルで受け入れている者に対してかわいそうだ、かわいそうだ、国がしてやらなければいけないというのかどうか。これはむしろ公的な奨学資金をきちと設けて、それで選抜して来るというのには、それはそれでよろしい。私的に来る者についてはむしろ本来保証人がもつと責任をとるべきなんであつて、ちょっとと円高になつたからといって國が全部倒を見なければいけないというのは、いささかちよつと国際化国際化と――私は海外でいろいろ留学生を見て、いますけれども、結局なんであつて、ちょっとと円高になつたからといつていくというのはちょっとと筋違いじやないか

いうのだが、何か日本というのはすぐ国が面倒を見なくてはいけないという話になつてくる。この辺が非常に日本の考え方で、余り合理的じやないのじやないかなと思うのですけれども、入国のと

責任を負うという形でちゃんと入れているのか、それとも入れ方が少しづれなんじやないかなと、いう気がいたしますけれども、いかがでござります。

それと関連しまして、外国人留学生が帰つた後どういう職についているのかなということについての調査があるのかどうか。というのは、かつて民間企業がそれなりの奨学金をきちんと出して生

活できるようにしてやるべきではないかと考えます。それと関連しまして、外国人留学生が帰つた後どういう職についているのかなということについての調査があるのかどうか。というのは、かつて民間アジアあたりから来た留学生というのは帰つても余り優遇されない。むしろアメリカあたりへ行つて学位でも取つて帰りますと非常に優遇されけれども、日本に来ても、結局帰つても余り役の数をふやさなければいかぬ、ふやさなければい

ます。○熊谷政府委員 入国申請の際の身元保証をどうやって確認をしているのかという御質問と思いますが、入管としては、そういう留学生あるいは就学生もそうでございますけれども、入国後生活に困らないよう、困らないという保証のあるということを確認した者を受け入れているということをございまして、就学あるいは留学先の学校の問題もさることながら、身元保証人に身元保証してもらうという保証書を出してもらいまして、保証能力について確認をした上でやつてあるというのが現状でございます。今新聞で時々あらわれてまいりますような事態が起きないように、今後ともこの身元保証人の保証能力の確認について、より厳格な審査を行つるようにすべきではなかろうかと私はも受けとめております。

○安倍(基)委員 それから、日本でつらい思いをしていくと、何というか反目的になるというようになりますと、食うや食わずに立つて、かえつて悪い記憶のものに帰つていくというのでございまして、これは留学生の人数を見ますと、中国と台湾で大体半分くらいを占めているわけですね。何を勉強しているのか、工学部関係が非常に多い。これはどんどんと知識を吸収しようというので、中国の力が将来なかなか悔りがたいものになるかと思いますけれども、いずれにいたしましても、もう少しきちつと選別して、それで最後のしりは國へ持つていくというのはちょっとと筋違いじやないかな。それならそれで、國は國で別個に、あるいは

外国人留学生が離日後どういう活動をしているか、あるいは追跡調査をしているかということございますが、外務省といたしましては、帰国留学生に対するアフターケア、これは外務省の所管で行つております。その一環としまして、帰国留学生の名簿の作成あるいは同窓会活動への援助等を銳意実施しておりますが、こういった諸施策を通じまして、帰国後の活動状況の把握に努めています。

また、帰国後の留学生がどういった活躍をしているかということをございますが、確かに日本帰りはそれほどまだ十分な地位を占めておりませんけれども、東南アジア諸国等におきましては関係も出でおりますし、大使級の人も出でております。今後ますますそういう分野での人材の活躍が期待されるところでございます。

以上でござります。

○安倍(基)委員 ですから、どうも最近は留学生

に立たない。最近は日本の企業が進出していますから、そこで働くことになると思いますけれども、その辺、人数もざることながら、そういう日本から帰つてきた連中がそれなりのリーダーになれる、なつているのかどうかということを調査してみる必要があるのじやないかと私は思います。例えば、私の留学先の大学院で学位を取つて帰つたフィリピンの女性がなんか、企画室長官のようないことをやつて、たまたま私と同じ時期におりましたけれども、アメリカ帰りは優遇される、

かぬということばかりが先に立つてゐるようでした、数ばかりふやしてみても、結局、大勢来て、十分手が回らなくて悪い記憶のもとに帰つて、逆に反目的になるなんということでは困るの、公的な奨学金であれば戦闘する、私的なものであれば身元保証人をきちつと立てて、それで中途半端な形じゃないことにするということが必要なんだ。あと日本は非常に涙ちうだい的で、困つてゐる連中がいたらどこかの会社の寮でもあけてそこに住ませてやれとか補助してやれといふように、みんな國へ持つていくような話というのはちょっと西欧社会的じやない。私もちよつとそういうった意味では逆にクールになつてゐるのかもれませんけれども、そんな面があると思ひます。これはむしろ実は外務委員会で聞こうと思つておつたのですけれども、外務委員会における時間が非常に短いのですから、入国管理の関連で聞かせていただきました。

もう一つの問題は、この前美は提出した議論でござりますけれども、返事がどうもびんとこなかつたもので、もう一度繰り返していただきますけれども、前回、例の横手事件を取り上げまして、私の前任者といふか、私と横手君は災害対策委員会で一緒にだったので、横手君がこっちへ来るのについて、僕を連れてきた方がちょっととは相談相手になるだろうということで連れてこられたのだと思ひますけれども、彼の場合には燃糸工連事件で逮捕された。それも百万でしたか、金をもらつて質問した。そのときに私どもは感じたのですけれども、確かにそういうことは悪いことに違ひない。ただ、一方において寄附なりいろいろ援助を受け、それは相当額であつても定期的であればいい。ところが、彼の場合にはたまたま質問の前にもらつたといふような話とか、彼は委員会で質問した。

そうすると、私はこの前話したのは、じゃ自民党税調である議員がある業界からいろいろ支援してもらつて、それでこの業界を免税にするとか有利に扱うというような議論をしたときに果たし

て罪にならないのかな。彼は今裁判中でございで、数ばかりふやしてみても、結局、大勢来て、十分手が回らなくて悪い記憶のもとに帰つて、逆に反目的になるなんということでは困るの、公的な奨学金であれば戦闘する、私的なものであれば身元保証人をきちつと立てて、それで中途半端な形じゃないことにするということが必要なんだ。あと日本は非常に涙ちうだい的で、困つてゐる連中がいたらどこかの会社の寮でもあけてそこに住ませてやれとか補助してやれといふように、みんな國へ持つていくような話といふのはちょっと西欧社会的じやない。私もちよつとそういうった意味では逆にクールになつてゐるのかもれませんけれども、そんな面があると思ひます。これはむしろ実は外務委員会で聞こうと思つておつたのですけれども、外務委員会における時間が非常に短いのですから、入国管理の関連で聞かせていただきました。

もう一つの問題は、この前美は提出した議論でござりますけれども、返事がどうもびんとこなかつたもので、もう一度繰り返していただきますけれども、前回、例の横手事件を取り上げまして、私の前任者といふか、私と横手君は災害対策委員会で一緒にだったので、横手君がこっちへ来るのについて、僕を連れてきた方がちょっととは相談相手になるだろうということで連れてこられたのだと思ひますけれども、彼の場合には燃糸工連事件で逮捕された。それも百万でしたか、金をもらつて質問した。そのときに私どもは感じたのですけれども、確かにそういうことは悪いことに違ひない。ただ、一方において寄附なりいろいろ援助を受け、それは相当額であつても定期的であればいい。ところが、彼の場合にはたまたま質問の前にもらつたといふような話とか、彼は委員会で質問した。

そうすると、私はこの前話したのは、じゃ自民党税調である議員がある業界からいろいろ支援してもらつて、それでこの業界を免税にするとか有利に扱うというような話をしていました。それで、そこには、これが野党のみならず与党のいわば国会活動とは何かという問題に絡まるのでして、私はこういうことを質問する大っぴらにちゃんとやれるようなことを要求しておました。私はこういうことを質問する要件が何と何と何であったのかということをお聞きしたいのですよ。というのは、これは野党のみならず与党のいわば国会活動とは何かという問題に絡まるのでして、私はこういうことを質問すると非常に疑わやすいので、おまえそんなことをから口にしない問題ですけれども、ただこれは一方において、じゃ定期的に後援会活動、後援会でもつて資金供与を受けておつた、その場合ならないといふわけですから、これは明らかに国会議員の権限です。

○岡村政府委員 いや、さらに具体的に聞きますけれども、自民党税調というのは政府の原案に対して、国会議員である自民党的議員が原案作成に関与する段階でそれなりの発言をし、国会議員としてのインフルエンスを加えて原案を変えるわけですね。

○岡村政府委員 自民党税調ということでござりますと、党の仕事という面があるわけでございまして、国会議員としての職務もございまして、党としての関係の仕事もあろうかと思います。要するに、国会議員の職務に関するかどうかということが收賄罪の成否で一番重要なことであるということがあります。

○安倍(基)委員 国会に提出する法案の原案作成に関与しているということは、これは明らかに党としての職務ではなくて国会議員としての職務ですね。いかがでございましょうか。

○岡村政府委員 結局、何回も同じ答弁を繰り返すわけでござりますけれども、具体的な事実関係のとおりに質問されるわけでござります。

○安倍(基)委員 私は具体的な事実関係を言つておるわけでござりますけれども、国会で単に質疑してどう答えるかという話じゃなくて、原案そのものが決まればそれが大体通るのですよ。一番実質的な決定をしておる。それが法案として国会に出なければ問題は違うかも知れない。法案そのものの作成の段階のものですよ。しかも、国会で単に質疑してどう答えるかという話じゃなくて、原案そのものが決まればそれが大体通るのですよ。

○安倍(基)委員 私は何も抽象的な議論をしていませんよ。法案作成の原案をつくつて、まさに具体的そのものですよ。それに関与して、その原案を変更なりなんなりするというのが党務です。か。これは国会議員としての活動じゃないですか。刑事局長はこのことを要するに具体的なケースがないとわからないとおっしゃいますけれども、具体的なケースそのもので私は聞いていますのですよ。Aという人間がそうしたとは言つていません

○岡村政府委員 要するに、国会議員の職務に関してわざを收受したかどうかというのもこの構成要件に合致するわけですね。

○岡村政府委員 要するに、国会議員の職務に關してわざを收受したかどうかというものが收賄罪になるかならないかの分かれ目であるわけでござ

ります。具体的な事実関係のもとにおきまして国会議員の職務に関するわいろであると認定できるのであれば收賄罪が成立いたしますし、そうでないならば成立しないということになるわけあります。

○安倍(基)委員 じゃ、さらに具体的に聞きますけれども、少なくとも起訴したときにこうこうこういう構成要件だから贈収賄に当たるという、構成要件が何と何と何であったのかということをお聞

きたいのですよ。というのは、これは野党のみならず与党のいわば国会活動とは何かという問題に絡まるのでして、私はこういうことを質問する要件が何と何と何であったのかということをお聞

けれども、具体的にこういう業界のいわば請託を受けて、この業界に有利な法案をつくってくれと言わせて、自民党税調でそう発言して、その結果要するに原案が変われば、これは明らかに国会議員としてのいわば活動じやないです。それを抽象的なものだからわからないという言い逃れは許されませんぞ。はつきり答えてください。

○岡村政府委員 御指摘の点でありますけれども、国会議員の職務といつしましては、法律案等

満ですね。どうですか、皆さん。法務大臣、どうですか。

私は具体的に聞いているのですよ。具体的なケー

スがないとわからないということじゃないです。

よ。しかも国会活動、委員会で発言したらそのときいけないのか。要するに党の税調でやるのはいけないのか。とんでもない話ですね。党の税

調でこそ一番の実質的決定が出されるじゃないですか。それが原案に出されるじゃないですか。原案に出ないならないですよ。原案作成の段階では

つきりとある業界に有利な発言をして、それが要するに免税措置とかになった。まさに国会活動そのものですよ。具体的なケースがないとわからない

なんてとんでもない話だ。これはまさにもうA君がそういうことをしないと——じゃ、A君がそうしたと仮定しますね。その場合罪になるのかならないのか、請託を受けて金品を受け取つたら。どうですか。

○岡村政府委員 結局、国會議員の職務の中身をどう考へるかです。これは非常にデリケートな話で、海外では受託取扱罪ということになります。

た場合に、海外ではどうなっているのですか、こういつた場合に。海外では受託取扱罪といふことになるのですか。例えば委員会で発言した、あるいは自民党税調で発言した。たまたま自民党税調はいわばカーテンの陰に隠れているから、こういう委員会は全部議事録に載りますから、証拠があるかないという問題はあるにしても、本当にその証拠があれば、私は自民党税調における発言はまさ

に、横手君のことが犯罪になるのであれば、もしあらかじめそのA君が金員を收受していれば、まさにしばりそのもの国会議員としての活動にならざるかどうかという点につきましては、西ドイツ、イギリスにおきましては、どうも国会議員はそ

の、何もそういう收賄を弁護しているわけじ
私は、何もそういう收賄を弁護しているわけじ

やないですよ。しかし国會議員の質問権という問題もあるので、たまたま彼の場合にはその直前に

頼まれた、ある議員は年間何十万何百万のものを献金を受けておった、こちらの方はよろしいといふ議論もまたおかしいし、オープンな場所の場合には罪になるわからなければ罪にならない、ま

あそれはわからない場合でも、その証拠が挙がればはつきり言つて罪になると私は思いますね。自民党税調における発言の方は国会活動じやない、委員会発言は国会活動だ、とんでもない話ですね。国会に提出する法案の原案をつくるのですから、それは一番の影響力があるのですから、もし委員会における発言が罪になるのであれば、自民党税調でもつてそういう発言をして原案が変われば、その前に金をもらっていれば全く罪になるのじやないですか。いかがですか。あなたは具体的じやないと答えられないと言うけれども、具体的な

ケースとして私は言つているのです。構成要件を満たしているか満たさないかですよ。それは証拠があるかないかというのは、要するに完全に証拠として立証できるかどうかは別問題。立証できたらそれは收賄罪になるんじゃないですか。どうですか。ほかの国はどうなっていますか。

○岡村政府委員 諸外国の例でござりますが、いろいろ運用上の問題もあると思いますので、正確を期しての答弁までいたしかねるところでござります。

ただ、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツといったようなところの法律を見ますと、一般的に公務員に対します收賄罪が規定されておるところでございます。すなわち、收賄罪の規定は設けられているところでございます。ただ問題は、その收賄の主体といいまして国會議員が含まれるけれども、同じでいいければ、あるA君が業界から金をもらって自民党税調で発言して、その結果有利な原案ができるまさにそのものずばり構成要件に合致すると思いますね。もしそれが違つた場合は、横手君の場合も罪にすべきじゃないのですね。

だから、これは一つは国會議員と司法との関係で、これは司法が非常に強く何でもかんでもやれば、国會議員で手の回らない者は一人もおらないということになつちやうわけですよ。そんな言い方は悪いですけれどもね。この点、私はこれから

大きな問題として、たまたま密室のものはいいのか。密室のものもちろんと証拠が挙がれば同じような議員活動と見ざるを得ない。刑事局長はしきりと具体的なケースじやないとわからないとおっしゃつてしまつたけれども、これはA君という抽象的な人物を提起しているだけであつて、やつている行為はまさに具体的。このケースはどうなのか

あります。ささらに、相当な行為をしなかつたとか不当な行為をしたという、いわゆる枉法取扱いという類型もあるわけでございます。先ほど申し上げました各国の法律を見てまいりますと、どうも日本のように明確な受託取扱いという規定を置いている国はないようございます。ただ、枉法取扱いに関する規定を置いている国はあるようございます。

○安倍(基)委員 大臣、これは非常にデリケートな問題でして、あえてこういったことを持ち出することは少ないのですけれども、ただ、今の例を聞きますと、ほかの国では外している例もある。私は何も外せとは言つていなければ、横手君が捕まつて刑に服するのであれば、自民党税調において同様の行為があつたら、これは要するに片一方は国会活動であり片一方は国会活動ではないことは言えないのです。しかも、影響力において原案作成の段階で変えることの方が一番影響力があるのです。そうですね。でありますから、今は具体的なケースじやないとわからないとおっしゃるけれども、同じでんいでいけば、あるA君が業界から金をもらって自民党税調で発言して、その結果有利な原案ができるまさにそのものずばり構成要件に合致すると思いますね。もしそれが違つた場合は、横手君の場合も罪にすべきじゃないのです。

○安倍(基)委員 ちょっと時間がないけれども、そんな答弁じや全くおかしい。この議事録はきちんととつとつおきましょ。間違つた答弁ですからね、はつきり言つて。一体、政府原案をつくる、法律案をつくるとき、そのときに発言することが

党務である、とんでもない話ですよ。まさに国会議員としての活動ですよ。立法者としての活動です。私はあともう時間がないらしいけれども、この辺はもう一遍私が取り上げてもいいし、

弁は、議事録に載れば恐らく法務大臣はこんな間違つた答弁をしたということになりますよ。そう

ですよ。党務なんかでは全然ありませんよ。今の答弁は、議事録に載れば恐らく法務大臣はこんな間

からないというのとんでもない話ですよ。
私は、これは横手君の裁判に影響を与えるようとかいう意味じやなくて、司法と立法の関係はどうあるべきか。国会活動というのは、質問権といふのはどうなんだ。議事録に載る分だけはすぐなつちやうけれども、議事録に載らないところでやつたことは、実質的にもつともっと重い意義を持つていても罪にならないといふのはおかしい。しかもたまたま一回もらったというのと年会費でもつて一千万二千万、そんなでもないでしようけれども、もらつているケースは継続的にもらつていいとか、その理屈も成り立たないわけですね。この辺、これから十分検討すべき課題だと思いますけれども、大臣、いかがでございますか。

○林田国務大臣 大変デリケートな問題ですが、自民党税調と申しますと、これは自民党の政調会の中にあるわけですから、政黨の一員が政党活動として政務調査会で活動をするということは政黨員として当然の仕事でございます。したがって、それが公務といいますするか、受託取扱罪の構成要件であります公務として国會議員の職務を遂行して收賄した、こういうことにはちょっととなりにくいのじやないかという気がするのですが、その辺はデリケートな差異があるのじやないでしょうか。

○安倍(基)委員 ちょっと時間がないけれども、そんな答弁じや全くおかしい。この議事録はきちんととつとつおきましょ。間違つた答弁ですからね、はつきり言つて。一体、政府原案をつくる、法律案をつくるとき、そのときに発言することが党務である、とんでもない話ですよ。まさに国会議員としての活動ですよ。立法者としての活動です。私はあともう時間がないらしいけれども、この辺はもう一遍私が取り上げてもいいし、

と聞いたのに対しても、具体的なケースじやないとわ

ない、とんでもない話ですよ。これは、今度法制局長官を呼んで聞いてもいいですけれどもね。これは急に聞かれて、余り十分準備してなかつたかもしれませんけれどもね。

いざれにいたしましても、司法と立法の関係、司法が余り前へ出れば立法がそれだけだめにならぬ。もっとも立法が勝手はうだいしてもいいといふことじやないですよ、取扱してはいけませんけれども。しかし、国会議員の活動権限というものをどう見るのが、どの辺までが受託収賄になるのかという話は、本当に質問権にも関係するし、すべてに関係しますね。これは一つのケースで、例えばドイツのように国会議員を全部外すのがいいのかどうかという問題がありますよ、日本の国會議員というのはどうも質の悪いのが多いですから。そういうことで外せとまでは言わないけれども、もうちょっとこの辺は突き詰めた議論をしてみたいと思います。

○林田國務大臣 デリケートな問題でありますので、十分検討をしたいと思います。

○安倍(基)委員 質疑時間が終わりましたから、ここでやめておきます。

○戸沢委員長 安藤巖君。

○安藤委員 私は、本法案に沿つてお尋ねをしたいと思います。

先ほども、もちろんこのコンピューター化法案が成立した後の話ですが、登記事項要約書あるいは登記事項証明書、さらには閲覧などの手数料の問題がありました。先ほど御答弁を伺つておりましたと、幾らにするかといふことは、政令で決めるということになっておるのですが、政令で幾らに決めるかといふことは、まだどれだけの費用がかかるのかといふことは、まだ見通しもついていないので具体化していないといふ御答弁があつたようになりますが、しかし手数料を幾らにするのかといふことは、これは国民の負担ですか大事な問題の一つなんですよ。それは幾らにするのか、ある

いは一年後にはまた幾らにするのかといふように思つております。それは六十四年になるのか、あるいはもう一年は。おありになるに決まつておると思うのですよ。その中身がさっぱりわからないのに、この法案について審議してくれ、質疑をしてくれと言われども。しかし、国会議員の活動権限というものをどう見るのが、どの辺までが受託収賄になるのかという話は、本当に質問権にも関係するし、すべてに関係しますね。これは一つのケースで、例えればドイツのように国会議員を全部外すのがいいのかどうかという問題がありますよ、日本の国會議員というのはどうも質の悪いのが多いですから。そういうことで外せとまでは言わないけれども、もうちょっとこの辺は突き詰めた議論をしてみたいと思います。だから、政令の中身を今の手数料の問題だけに絞つてもまず明らかにすべきじゃないかと思うのです。

それからもう一つは、どれくらい費用がかかるかわからないからということになると、やってみないと、これはえらい費用がかかつたな、あるいはいいや軽く済んだなという場合もあるかもしれません。が、だからこれは今までこれだけの手数料にして、十分省内で検討していただきたいと思います。いかがですか。

○林田國務大臣 デリケートな問題でありますので、十分検討をしたいと思います。

○安倍(基)委員 質疑時間が終わりましたから、ここでやめておきます。

○戸沢委員長 安藤巖君。

○安藤委員 私は、本法案に沿つてお尋ねをしたいと思います。

先ほども、もちろんこのコンピューター化法案が成立した後の話ですが、登記事項要約書あるいは登記事項証明書、さらには閲覧などの手数料の問題がありました。先ほど御答弁を伺つておりましたと、幾らにするかといふことは、政令で決めるということになつておるのですが、政令で幾らに決めるかといふことは、まだ見通しもついていないので具体化していないといふ御答弁があつたようになりますが、しかし手数料を幾らにするのかといふことは、まだこれだけの費用がかかるのかといふことは、まだ見通しもついていないので具体化していないといふ御答弁があつたようになりますが、しかし手数料を幾らにするのかといふことは、これは国民の負担ですか大事な問題の一つなんですよ。それは幾らにするのか、ある

体化されてくるといふように思つております。それは六十五年になるのか、いずれそのあたりでは増額の必要は出てこざるを得ないといふように考へているところでござります。

○安藤委員 先ほどもお尋ねしたのですが、だんだんコンピューター化が進んで端末機とかあるいは登記ファイルとか磁気ファイルとかいわゆる本体とか、こういうのがだんだん整備されていくわけですね。そうしますと、これはリースでいくんだけれども、そういうお話ですが、たくさんふえていくに従つてリース代が上がるわけですね。だから、それを賄つていくということになつたら、やはりそれに従つて値上げをしていくということが当然考えられると思うのですが、大体そういう方向ですか。

○藤井(正)政府委員 このコンピューター化計画の当初におきましては、御指摘のように設備についてのいろいろな投資が必要である。さらには、かねてからそのように認識をしているところでございます。それをどの時期にどの程度の額で行なうかということは、これは予算の要求の過程でいろいろ数字を積み上げてみまして、そこでもつて、では来年からひとつやらなければいけないか、どのぐらいやらなければいけないか、こういふことになつてこようかと思います。

昨年におきまして、六十三年度予算の要求の過程でも、この際増額の必要があるかどうかといふことが検討をされまして、しかし今回はまだ増額をしないでもできる、それならばしないにこしたことはないといふことがありますと、そういう必要性があるは出できましたが、六十四年度はどうであるかといふことになりますと、そういう必要性があるは出でます。これは、これからまさに予算の要求作業をやるところでござりますので、それとの兼ね合いでもつてそういう判断を具体的に固めていく必要がありますと、その関係でお尋ねしたいのを出でくるんじやなかろうかと思つております。

○安藤委員 もう一つその関係でお尋ねしたいのですが、先ほどの答弁を伺つておりますと、登記事項要約書の交付手数料、これは現在の登記簿原本の手数料と同じく払う。それがだんだん少なくて、年々減額をしていくわけですが、そうしますと、コンピューター化されない登記所で閲覧をする場合、それはコンピューター化された結果に基づく登記簿原本でなければ登記事項証明書と同様のものをやはり払う。そして現在のようないい登記簿原本あるいは抄本をもらう、こういうことになるわけですか。

○藤井(正)政府委員 そのとおりでございます。

○安藤委員 そうしますと、先ほどお伺いしてお答えいただいたのですが、だんだん値上げというようなことを、はつきりはおつしやらないけれども、大体そういう方向でお考えになつておられるようですが、政令で値上げされていきますね。ところが、コンピューター化されていない登記所の場合、これはその値上げに従つて値上げされない

で、現在のままで登記簿の謄抄本をもらえるのですか。

○稲葉政府委員 現在の乙号の考え方とは、乙号の証明書なり謄本なり、そういうものを出す実費に相応するものだというふうに考えております。その実費と申しますのは、非常に厳密に原価計算をいたしますと、各登記所において、大量に出る登記所、それから非常に少なくて人間が十分に労働性を発揮してないような登記所と、いろいろございまして、それは原価計算をしてまいりますと一件ごとに非常に違うということになるわけでございますけれども、それでは行政がうまく運用しないということで、全体をならして、それで一件当たりの実費というものを見定しているわけでございます。この場合も、当初の場合には多分コンピューターの経費というのは、それだけをカバーするとすると非常に莫大なものになって、一件当たりの手数料というものが非常に大きくなるということになると思いますが、先ほどの論理で申しますと、ならして、両方とも同じような利益を得ておられるわけでございますから、それをならした上で、実費計算をした上で手数料額を算定する、こういう仕組みにさせていただくことになるというふうに考えております。

○安藤委員 そうしますと、現行のままの乙号申請、登記簿謄本をもらう人、現行のままでコンピューター化されていない登記所で、そういう場合も、先ほどのならずということになると、コンピューター化によって費用がたくさんかかるから値上げというような場合もなさすわけでしょう。やっぱりそのおりを食うことになりますね。その辺のところ、どうも私は欣然としないのですがね。そのたちはコンピューター化の恩恵をこうむつてないのですよ。鮮明で、そして早く謄抄本がもらえる、その恩恵をこうむつてないのです。それがどうしてコンピューター化によつてならないのですか。私はどうしてでもそれは欣然としないのですね。

○稲葉政府委員 おっしゃるとおり、現行の制度のもとでも、非常に繁忙な登記所とそれから非常

に暇な登記所とでは住民の受けるサービスは違つてゐるわけでございます。事務機器の内容においても、かつては青焼きを使つて登記所とP-P-Cを使つて登記所とが別にあつたわけで、そういうような場合でも、それによって、住民の受けるサービスいかんによつて差を設けるといふことをいたしましたと、各登記所において、大量に出る登記所、それから非常に少なくて人間が十分に労働性を発揮してないような登記所と、いろいろございまして、それは原価計算をしてまいりますと一件ごとに非常に違うということになるわけでございますけれども、それでは行政がうまく運用しないということで、全体をならして、それで一件当たりの実費というものを算定しているわけでございます。この場合も、当初の場合には多分コンピューターの経費というのは、それだけをカバーするとすると非常に莫大なものになって、一件当たりの手数料というものが非常に大きくなるということになると思いますが、先ほどの論理で申しますと、ならして、両方とも同じような利益を得ておられるわけでございますから、それをならした上で、実費計算をした上で手数料額を算定する、こういう仕組みにさせていただくことになるというふうに考えております。

○安藤委員 そうしますと、現行のままの乙号申請、登記簿謄本をもらう人、現行のままでコンピューター化されていない登記所で、そういう場合も、先ほどのならずということになると、コンピューター化によって費用がたくさんかかるから値上げというような場合もなさすわけでしょう。やっぱりそのおりを食うことになりますね。その辺のところ、どうも私は欣然としないのですがね。そのたちはコンピューター化の恩恵をこうむつてない、まだコンピューター化されてない登記所で謄抄本の交付を受ける人たちまで大乗的見地を、コンピューター化の恩恵を全然こうむつてない、まだコンピューター化されてない登記所で謄抄本の交付を受ける人たちまで大乗的見地に立つてください、それはおこがましいですよ。それから、登記所によつて非常に込んでいるところと閑散なところがある。そういうところにもまんべんなく一樣にならしてあるのだと言われます、しかしそれは、法務省当局がそういう繁

忙のところできちつとそれなりの対応をしていないからそなつているだけのことであつて、そういうようなものを、今度コンピューター化するこどによつて経費がたくさんかかる、それをコンピューター化されてない登記所で謄抄本を受け取る

に暇な登記所とでは住民の受けるサービスは違つてゐるわけでございます。事務機器の内容においても、かつては青焼きを使つて登記所とP-P-Cを使つて登記所とが別にあつたわけで、そういうような場合でも、それによって、住民の受けるサービスいかんによつて差を設けるといふことをいたしましたと、各登記所において、大量に出る登記所、それから非常に少くて人間が十分に労働性を発揮してないような登記所と、いろいろございまして、それは原価計算をしてまいりますと一件ごとに非常に違うということになるわけでございますけれども、それでは行政がうまく運用しないということで、全体をならして、それで一件当たりの実費というものを算定しているわけでございます。この場合も、当初の場合には多分コンピューターの経費というのは、それだけをカバーするとすると非常に莫大なものになって、一件当たりの手数料というものが非常に大きくなるということになると思いますが、先ほどの論理で申しますと、ならして、両方とも同じような利益を得ておられるわけでございますから、それをならした上で、実費計算をした上で手数料額を算定する、こういう仕組みにさせていただくことになるというふうに考えております。

○安藤委員 大臣もお聞きいただいておつておかれて、実費計算をした上で手数料額を算定する、こういう仕組みにさせていただくことになるというふうに考えております。

○安藤委員 そうしますと、現行のままの乙号申請、登記簿謄本をもらう人、現行のままでコンピューター化されていない登記所で、そういう場合も、先ほどのならずということになると、コンピューター化によって費用がたくさんかかるから値上げというような場合もなさすわけでしょう。やっぱりそのおりを食うことになりますね。その辺のところ、どうも私は欣然としないのですがね。そのたちはコンピューター化の恩恵をこうむつてない、まだコンピューター化されてない登記所で謄抄本の交付を受ける人たちまで大乗的見地を、コンピューター化の恩恵を全然こうむつてない、まだコンピューター化されてない登記所で謄抄本の交付を受ける人たちまで大乗的見地に立つてください、それはおこがましいですよ。それから、登記所によつて非常に込んでいるところと閑散なところがある。そういうところにもまんべんなく一樣にならしてあるのだと言われます、しかしそれは、法務省当局がそういう繁

忙のところできちつとそれなりの対応をしていないからそなつているだけのことであつて、そういうようなものを、今度コンピューター化するこどによつて経費がたくさんかかる、それをコンピューター化されてない登記所で謄抄本を受け取る

に暇な登記所とでは住民の受けるサービスは違つてゐるわけでございます。事務機器の内容においても、かつては青焼きを使つて登記所とP-P-Cを使つて登記所とが別にあつたわけで、そういうような場合でも、それによって、住民の受けるサービスいかんによつて差を設けるといふことをいたしましたと、各登記所において、大量に出る登記所、それから非常に少くて人間が十分に労働性を発揮してないような登記所と、いろいろございまして、それは原価計算をしてまいりますと一件ごとに非常に違うということになるわけでございますけれども、それでは行政がうまく運用しないということで、全体をならして、それで一件当たりの実費というものを算定しているわけでございます。この場合も、当初の場合には多分コンピューターの経費というのは、それだけをカバーするとすると非常に莫大なものになって、一件当たりの手数料というものが非常に大きくなるということになると思いますが、先ほどの論理で申しますと、ならして、両方とも同じような利益を得ておられるわけでございますから、それをならした上で、実費計算をした上で手数料額を算定する、こういう仕組みにさせていただくことになるというふうに考えております。

○安藤委員 大臣もお聞きいただいておつておかれて、実費計算をした上で手数料額を算定する、こういう仕組みにさせていただくことになるというふうに考えております。

○安藤委員 そうしますと、現行のままの乙号申請、登記簿謄本をもらう人、現行のままでコンピューター化されていない登記所で、そういう場合も、先ほどのならずということになると、コンピューター化によって費用がたくさんかかるから値上げというような場合もなさすわけでしょう。やっぱりそのおりを食うことになりますね。その辺のところ、どうも私は欣然としないのですがね。そのたちはコンピューター化の恩恵をこうむつてない、まだコンピューター化されてない登記所で謄抄本の交付を受ける人たちまで大乗的見地を、コンピューター化の恩恵を全然こうむつてない、まだコンピューター化されてない登記所で謄抄本の交付を受ける人たちまで大乗的見地に立つてください、それはおこがましいですよ。それから、登記所によつて非常に込んでいるところと閑散なところがある。そういうところにもまんべんなく一樣にならしてあるのだと言われます、しかしそれは、法務省当局がそういう繁

できちつと間違いなく出てくるかどうかということを、今板橋では縦書きでやつておられるのであります。両方並行を。しばらくの期間そういう実験段階、並行処理といふようなことも必要じゃないのかと思うのです。この前お尋ねすると、そういう実験をやりながら、そして実際にそういう仕事をやって事務を処理していくんだ、こういうふうにお聞きしたのですが、そうじゃないのですか。

○稻葉政府委員 実際のテストランと申しますが、それがうまくシステムとして動作するかどうかということは、テストをやるわけございません。そしてその上で、これで大丈夫だということになったときに実際の事件処理としてそれを投入して実戦に使っていくことでございます。実験というのは、それは初めてやることですから実験ということになるのかもしれませんけれども、この法律の施行に伴う本格的なコンピューター化だ、しかし初めの段階では試行錯誤がつきものだという意味では実験的要素もないわけではないということございまして、全くやれるかどうかわからないけれどもとにかくやってみるんだというふうなあいまいなものではなくて、とにかく船橋でも一応現場的な感覚で事件を投入してやつてみて、まあ大体うまくいくという見通しをつけたわけでございますので、そういうことで、実際に始まつた場合にはやはり並行処理の余地はないというふうに考えております。

○安藤委員 そういう関係について、実際に仕事をやりになる職員の人たち、全法務労働組合といふ組織がありますけれども、そういうやり方に進んでいるのですか。

○藤井(正)政府委員 全法務労働組合とはこれの進め方につきましてちゃんと話をいたしまして、実際にこれを始めようとしているわけございまして。

○安藤委員 そこで、話し合いをして始めているんだ、いろいろ問題が出てきた場合は今後もき

ちつと労働組合の方と話し合いをしてやつていかれてことだというふうに思いますが、その点もお聞きしたのですが、そうじゃないのですか。

○稻葉政府委員 実際のテストランと申しますが、それがうまくシス

トムをやつておられるの

です。両方並行を。しばらくの期間そういう実験段階、並行処理といふようなことも必要じゃないのかと思うのです。この前お尋ねすると、そういう実験をやりながら、そして実際にそういう仕事をやって事務を処理していくんだ、こういうふうにお聞きしたのですが、そうじゃないのですか。

○藤井(正)政府委員 実際のテストランと申しますが、それがうまくシス

トムとして動作するかどうか

かと云ふことは、テストをやるわけございません。そしてその上で、これで大丈夫だということになりましたときに実際の事件処理としてそれを投入して実戦に使っていくことでございます。実験というのは、それは初めてやることですから実験ということになるのかもしれませんけれども、この法律の施行に伴う本格的なコンピューター化だ、しかし初めの段階では試行錯誤がつきものだという意味では実験的要素もないわけではないということございまして、全くやれるかどうかわからないけれどもとにかくやってみるんだというふうなあいまいなものではなくて、とにかく船橋でも一応現場的な感覚で事件を投入してやつてみて、まあ大体うまくいくという見通しをつけたわけでございますので、そういうことで、実際に始まつた場合にはやはり並行処理の余地はないというふうに考えております。

○安藤委員 そういう関係について、実際に仕事をやりになる職員の人たち、全法務労働組合といふ組織がありますけれども、そういうやり方に進んでいるのですか。

○藤井(正)政府委員 全法務労働組合とはこれの進め方につきましてちゃんと話をいたしまして、実際にこれを始めようとしているわけございまして。

○安藤委員 そこで、話し合いをして始めているんだ、いろいろ問題が出てきた場合は今後もき

ちつと労働組合の方と話し合いをしてやつていかれてことだというふうに思いますが、その点もお聞きしたのですが、そうじゃないのですか。

○藤井(正)政府委員 それで、一、三時間でいいのかなというのを僕もあればですが、ワープロは二、三時間でちょっと無理なんですが、ワープロよりも端末機器は簡単なのかなと思ったのですが、実際に全部移行されなくとも法務大臣の指定する登記所で時間が指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易なものであります。まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可能であるということがあります。

○藤井(正)政府委員 研修にもいろいろあるわけではありませんが、まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易なものであります。まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易なものであります。まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易なものであります。まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易なものであります。まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易なものであります。まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易なものであります。まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易の

へ行くわけでしょう、しばらくの間でも仕事がかわるわけでしょう、だから、そういう点についてもちゃんと了解は得てあるのですか。

○藤井(正)政府委員 そのような実施につきましては、今の校合といい、それから校合は操作そのものよりも正確にちゃんと入つておるかどうかと

いうことを確かめる仕事だらうと思うのですが、機器の操作について特別に研修をするというような操作といふのは簡単な操作もあると思うのですが、今の校合といい、それから校合は操作そのものよりも正確にちゃんと入つておるかどうかと

いうことを確かめる仕事だらうと思うのですが、機器の操作について特別に研修をするというよう

なことは考えておられるのですか。そして、ある

とすればその期間はどのくらいを考えておられるのですか。

○藤井(正)政府委員 研修にもいろいろあるわけではありませんが、まず、登記所に入つております端末機器が操作できなければなりません。これはあと研修と名づけるほどでもなく、ほんの一、二時間指導を受けながらそれをさわればもう操作可

能であるという程度の、極めて習得容易の

へ行くわけでしょう、しばらくの間でも仕事がかわるわけでしょう、だから、そういう点についてもちゃんと了解は得てあるのですか。

○藤井(正)政府委員 そのような実施につきましては、今の校合といい、それから校合は操作そのものよりも正確にちゃんと入つておるかどうかと

いうことを確かめる仕事だらうと思うのですが、機器の操作について特別に研修をするというよう

なことは考えておられるのですか。そして、ある

とすればその期間はどのくらいを考えておられるのですか。

○安藤委員 それで、一、三時間でいいのかなと

いうのは僕もあればですが、ワープロは二、三時間でちょっと無理なんですが、ワープロよりも端末機器は簡単なのかなと思ったのですが、実際に全部移行されなくとも法務大臣の指定する登記所で時間が指導をするというよ

うなことがなったて、コンピューター化された上での作業をするというよ

うなことになつて、この前、現場を見せていただいたのですが、青地に黒の字、緑の地に黒い文字で、お話を外部に委託をいたしましたしてそういう移行会社がこ

れを実施するわけありますが、法務局の職員ともしましてはこれを監督しなければなりません。日が行き届くためには、その人たちと十分話ができるだけの知識、技能を持たなければならぬわけですが、これは最初からそういう黑白

よりも伺つたのですが、これは最初からそういう黑白

になるのかどうかといふこともお尋ねしたいし、それだったら緑に黒よりは少しは見やすいだらう

あれはこの前、現場を見せていただいたのです

が、青地に黒の字、緑の地に黒い文字で、お話を外部に委託をいたしましたしてそういう移行会社がこ

れを実施するわけありますが、法務局の職員ともしましてはこれを監督しなければなりません。日

が行き届くためには、その人たちと十分話ができるだけの知識、技能を持たなければならぬわけですが、これは最初からそういう黑白

になるのかどうかといふこともお尋ねしたいし、それだったら緑に黒よりは少しは見やすいだらう

あれはこの前、現場を見せていた

見積もつておられるのですか。

るのですか。

なことを考へておられるのです。○安藤委員 そうしますと、機械から離れる、その間ローテーションを組んでほかの仕事をすると、いうことに——うなずいておられるからそうかなと思うのですが、それはお答えもいただきたいと思うのですが、そういう機械から離れる、いわゆる休止時間というのを自由に、例えば休憩場所といふようなところで日を休める、そういうようなことは考えないのでですか。

○藤井(正)政府委員 休息とということになりますと、これはまた職員の服務上の問題でございまして、国家公務員法で定められているところにのつて、休憩時間を付与するということになるわけになります。そこで今問題にされておりますのは、VDT作業の連続時間をどの程度で切るかと、つて休息時間を付与するということになるわけになります。そこで、これは仕事を離れていいということにはならないのではないかと思っております。

○安藤委員 とにかく機械から離れるということなんだということですね。

そこで、実際のスペースがどうなのかなと思うのですが、板橋の場合、あれは割とスペースがあるかなと思いましたけれども、登記所によつては、大臣が指定されたとしても、あるいは指定をされる前にいろいろ整備をされるのかなとも思うのですが、板橋の場合、あれは割とスペースがあるかなと思いましたけれども、登記所によつては、大臣が指定されたとしても、あるいは改築をしなければならぬというようなところも出てくるのではないですか。そんなところは全くないと思います。そうしますと、そういうふうに思つたところでは、百五十五条、これは「登記簿二

業の中で積み上げていかなければならぬと思いまして、そこで、ここで今問題にされておりますのは、各地方法務局においてその場所の確保等に非常に努力をいたしておりますところでございまして、これから予算要求時期に向かまして各地で非常に盛り込まれればいいなというふうに思つてゐるところでございます。

○安藤委員 これからのこととでござりますので、いろいろ計画はお立てになつておられると思うのですが、板橋の場合、あれは割とスペースがあるかなと思いましたけれども、登記所によつては、大臣が指定されたとしても、あるいは改築をしなければならぬというようなところも出て来るのではないかとも思うのですが、機器を入れるスペースを確保するためにある程度改造をしなければならぬ、あるいは改築をしなければならぬというようなところも出て来るのではないかとも思うのですが、機器を入れるスペースを確保するためにある程度改造をしなければならぬ、あるいは改築をしなければならぬというふうにして判断するのか。あるいは、聞くところによると、オーバーヒート

という機能を持つていてござります。○安藤委員 そういうようなことでわかるわけですね、もう八〇%になつたというのが、入力するセンターやはそういう点につきましても指導をするという機能を持つていてござります。○安藤委員 そういうようなことでわかるわけですね、もう八〇%になつたというのが、入力するセンターやはそういう点につきましても指導をするという機能を持つていてござります。

○安藤委員 これからのこととでござりますので、いろいろ計画はお立てになつておられると思うのですが、板橋の場合、あれは割とスペースがあるかなと思いましたけれども、登記所によつては、大臣が指定されたとしても、あるいは改築をしなければならぬというふうにして判断するのか。あるいは、聞くところによると、オーバーヒート

ねをしておるのであります。逐条解説を見ると、第六

ページの十一、「第二百五十二条ノ八の新設」登記事

務を取り扱う場合における第四章及び第二百五十七

条の規定の適用について」と、「第四章」と書いて

あるのです。そうなると、おっしゃつた二十四条

ノ二」というのは入らぬことになるのですよ。だか

ら、これは今の百五十二条ノ五によって閉鎖登記

簿記録になつたのは保存期間は一体どうなるのか

などお伺いしておるのであります。

○藤井(正)政府委員 まことに申しわけございま

せん。私は見落としておりましたが、これは逐条

説明の方が間違いでございまして、第四章ではなくて、前四章でございます。

○安藤委員 しかし、前四章といえば、それは普

通の日本語としては前の四つの章というふうにな

るのですが、普通、法律の文句としては第一章な

いし第四章と書くと思うのです。それで逐条説明

を見たらこうなつておるのでしょう。だから、こ

れはおかしいなと思ったのですが、では、そ

ういうところでチェックする。わかりました。

そこで、そのときに「法務省令ヲ以テ定ムル事

項ニ係ル登記ヲ新登記簿ノ登記事項ニ移スコトヲ

得」、こうなつておるわけですね。新登記簿の登記

記録に移したのはいいのですが、移されなかつた

ものはいわゆる閉鎖登記記録ですか、になると思

うのですね。この閉鎖登記記録の保存期間とい

うのはどのくらいなんですか。

○藤井(正)政府委員 これは、この法律案の第一

十四条ノ二の第二項の改正規定によりまして、建

物は三十年、土地は五十年ということになります。

○安藤委員 いや、それはわかるのです。それは

わかるのですが、百五十二条ノ八を見ますと、現

行法と対照になつておられる方の四行目ですか「前四

章及ビ第二百五十七条ノ規定ノ適用ニ付テハ」云々

というふうにあるのですね。この「前四章」とい

うのは、第四章のことだと思うのです。違うので

すが、いや、ちょっと待つて。前四章といふのは、普通は第一章ないし第四章とか、だからお尋

ねをしておるのであります。逐条解説を見ると、第六

ページの十一、「第二百五十二条ノ八の新設」登記事

務を取り扱う場合における第四章及び第二百五十七

条の規定の適用について」と、「第四章」と書いて

あるのです。そうなると、おっしゃつた二十四条

ノ二」というのは入らぬことになるのですよ。だか

ら、これは今の百五十二条ノ五によって閉鎖登記

簿記録になつたのは保存期間は一体どうなるのか

などお伺いしておるのであります。

やないかと私は素朴に思うのですからお尋ねするのですが、なぜこうなるのですか、そしてそれはどういうふうに違うよろにするのか、それをお尋ねしたいのです。

○稲葉政府委員 コンピューター登記簿の中に完全に全部をコンピューターにするわけではない部

分があります。例えば共担目録というのがござりますけれども、さしあたりのところはコンピュータ化しないということにしたいと思っております。そういうふうに違うよろにするのか、それをお尋ねしたいのです。

○稲葉政府委員 これは登記簿の一部とみなされておりま

す。そういたしますと、その部分は紙のまま残るわけございまして、そういうものについては、当該登記所で証明書を請求していただいた場合にはその紙の部分を付加して全体として登記事項証明書を出すわけでございますが、このデータ交換の場合には紙の部分は送るというわけにはまいりませんで、専ら電磁記録の形で蓄えられたものだ

でござりますから、そういうものに限つて証明書の対象にするということで、そういう記載のある登記というのはそれほど多くはないですし、それほど本質的な部分でないことも多いわけございますので、その限りにおいても需要は大いにあります。それで、そのように考えて、電磁記録の部分だけをそういうふうにこの対象にする。そういう意味で、本体のものと指定登記所にあるものとよそからとの場合とでは違つてくる、こういうことになります。

○安藤委員 今、共同担保目録を一つの例として挙げられたと思うのですが、それはその例だけで、ほかはほとんど変わぬというふうに理解したいのかといふこと、もう一つは、じやその関係で、質問する予定ではなかったのですが、百五十九条ノ七に、最後の二行目の下の方から「共同担保目録ヲ作成スルコトヲ得」とあるのです。不動産登記法の百一十五条によると、担保目録を作成することを要すとあるのですよね。この「得」というのを、そうすると先ほどのお話をさらされ

ば、百一十五条のように「要ス」として全部共同担保目録を電磁記録に入れるということにしておけば、データ交換のときは違うんだよということにしなくてもいいんじゃないかと思うのですが、それでおかしいなと思ってお尋ねするのですが、

その辺どうですか。

○稲葉政府委員 これは電子情報処理組織によりて作成することを得というところに重点があるわ

けでございまして、普通の今までの扱いは、当事者が出してきた共同担保目録をそのまま共同担保目録として使うというシステムになるわけでござります。それと、自庁の物件でございますと自動的に電子情報処理組織によって作成できるわけですが、ほかの庁の物件が共同担保目録の中へ入つ

てしまりますと、一々その物件についてインプットしなければならないという問題がございまして、すべて登記官がそれをやるという仕組みにはできなかつたわけでございまして、そういう意味で、これはしかし過渡的なものでございまして、将来はぜひとも共同担保目録、共同担保目録もこれはすべ

て登記官がつくるというようにしたいというふうに思つております。

それから、先ほど、ほかに何か今例とした共同担保目録のようなものがあるかという御指摘、御質問がございましたけれども、工場抵当の場合の三条目録というものがございまして、これはどういう物件が工場抵当の対象になるかという一質でございますが、それとそれから信託原簿の記載、これがコンピューターの中には入らない、これもいずれもそら頻繁にあるケースではないわけでござります。

○安藤委員 そこで、大分時間が参りましたので最後にお尋ねしたいと思うのですが、いろいろ今一度のコンピューター化に伴う登記所、それから、クックアップセンター、情報センターをつなぐのは専用回線ということをおっしゃつておるのです

一本立てでいかれるわけですかね。登記所とパックアップセンター、パックアップセンターから情報センター、こういう線なんかは専用回線ばかりになるのかどうかということです。

○稲葉政府委員 基本的には、データ交換には専用回線を使います。ただ、保守と申しまして、セントラルで、セントラルと申しますかパックアップセンターで傘下の登記所のコンピューターの

管理をしているわけでござります。リモートコントロールで管理をしている。もしもあがございましたら遠隔操作で直すのを試みるというようになります。それと、自庁の物件でござりますと自動的に電子情報処理組織によって作成できるわけですが、ほかの庁の物件が共同担保目録の中へ入つてまいりますと、一々その物件についてインプットしなければならないという問題がございまして、すべて登記官がそれをやるという仕組みにはできなかつたわけでございまして、そういう意味で、これはしかし過渡的なものでございまして、将来はぜひとも共同担保目録、共同担保目録もこれはすべて登記官がつくるというようにしたいというふうに思つております。

それから、先ほど、ほかに何か今例とした共同担保目録のようなものがあるかという御指摘、御質問がございましたけれども、工場抵当の場合の三条目録というものがございまして、これはどういう物件が工場抵当の対象になるかという一質でございますが、それとそれから信託原簿の記載、これがコンピューターの中には入らない、これもいずれもそら頻繁にあるケースではないわけでござります。

○稲葉政府委員 専用回線は、これは基本的にNTTあるいは新電電などが持つております回線を借りるわけでござります。ただ、そこに至るまで、その線が通つてゐるところに至るまでのところは新しく線を引かなければいけないわけですが、これはNTTなんかが電話を増設するときにやつてゐるようなことでござりますので、そういうことで処理をさせていただくということになろうかと思つております。

○安藤委員 なぜそういうことをお尋ねするかと申しますと、例えば昭和五十九年の十一月十六日、たまたまこれは私が見た話なんですが、東京の世田谷区太子堂の地下トンネルで火災発生、世田谷電話局に入つてくる電話線が八万九千回線不通になつた。オンライン用の専用回線三千通も不

通になつた。こういう災害が起つたおそれがあるのです。だから、こういう災害が起つたおそれについてやはりきちんと対処していかれる必要があると思うのです。その対処の方法、どうしてやるべきか、当然考えておられると思うのですが、丈夫だ、便利だよと言つておられても、これに対する対策を、安全対策基準、こういうようなものは考えておられるのですか。

○稲葉政府委員 基本的には登記所の現場にコンピューターがあるという仕組みでござりますので、回線を使わないでやるというのが原則でございます。もちろん端末だけしか設置されていない、

という登記所の場合にはそういう問題があるわけですが、それはいざとなれば専用回線を迂回して公衆回線でやるというような二重の措置も講じなければならないのかなというふうに考えておりますが、基本的に少なくとも繁忙といふだけこちらは専用ということに使うのかとも思ひますが、そういう場合には線を引く場所、例えば共同構の地下トンネルを通すとか、いろいろのことがあると思うのです。そういうところを御利用になるのではないかなというふうに思うのですが、そうじゃないなら別ですが、その辺、どうですか。

○稲葉政府委員 公衆回線は一応別として専用回線を使う、だから線を新たにお引きになるわけですね。そういうんでしょ。あるいは、あるのをそのまま使うなど、専用ということに使うのかとも思ひますが、そういう場合には線を引く場所、例えば共同構の地下トンネルを通すとか、いろいろのことがあると思うのです。そういうところを御利用になるのではないかなというふうに思うのですが、そうじゃないなら別ですが、その辺、どうですか。

○稲葉政府委員 専用回線は、これは基本的にNTTあるいは新電電などが持つております回線を借りるわけでござります。ただ、そこに至るまで、その線が通つてゐるところに至るまでのところは新しく線を引かなければいけないわけですが、これはNTTなんかが電話を増設するときにやつてゐるようなことでござりますので、そういうことで処理をさせていただくということになろうかと思つております。

○安藤委員 なぜそういうことをお尋ねするかと申しますと、例えば昭和五十九年の十一月十六日、たまたまこれは私が見た話なんですが、東京の世田谷区太子堂の地下トンネルで火災発生、世田谷電話局に入つてくる電話線が八万九千回線不通になつた。オンライン用の専用回線三千通も不

登記所の中に端末機があつてちゃんと本体もあるのだから大丈夫だ、それはいいのですが、バックアップセンターとの間、情報センターとの間、これは安全の対策基準というものをつくりになる必要があると思うのですが、そのお考があるのかどうか。これは、例えば各省庁でもコンピューターの安全性についてちゃんと基準を設けておるのですよ。郵政省も警察庁も金融情報システムセンターも、基準というものはちゃんとあるのです。だから法務省も、せっかくコンピューター化をされるというなり、そういうこともきちっと対策を講じていかれるべきだと思うのですが、どうですか。

○藤井(正)政府委員 中央で一ヵ所でもって集中的に情報を集めているというところでは、非常にその必要性は大きいと思います。

登記所の場合には、各登記所においてそれぞれ分散処理をするというのが基本でございまして、それに、さらにその管理並びに安全確保とデータの保護という意味合いで含めまして三階層のネットワークを組むわけでございます。でありますから、回線に一時的にふぐあいが生じたとなりますと、そのふぐあいが生じて、登記所からバックアップセンターに、あるいは登記情報センターデータを送ることはできまへんが、それは回線の回復を待つて送ることによって、バックアップセンター、登記情報センターのデータは交信することができますが、登記所における

登記システムそれ自体は動いておるわけでございまますから、それだけは完全に稼働をしているといふところに非常に大きなメリットがあるんじやな

かるうか。今までのことを申し上げたらちよつと変かもしれませんけれども、これまで登記簿冊一冊しかなかつた、それを三階層でもつて万全を期する体制にあるわけでございまして、その体制それ自体には変動がないのじやなからうかと思つております。

○安藤委員 今この簿冊からすればという話は、せつかくこういうコンピューター化をして、そして磁気ディスクに保管をして、三段階構想でこうやって安全を期していくんだと言っておられる話に、そんな今の簿冊と比較していただいたのでは困ります。何か、否定するわけじゃないがと、いうふうにおおしゃって、そういう安全対策基準を設けなくともやつておられるんだ、こういうような話なんですが、大臣、これはいいのですか、安全対策基準、そんなものは要らぬみたいなお話をされますが、どうですか。

○福澤政府委員 これはお手元の民行審の答申の十二ページに載っておりますように、一般的なデータ保護対策として、通産省が設定しております電子計算機システム安全対策基準というものがございまして、これに基づく適切な対策を講ずべきことは当然であるということになっておりまして、一応その通産省の基準は十分に尊重して、それに準拠してまいりたいというふうには考えております。

○安藤委員 時間が来ましたので、終わります。

○戸沢委員長 計論の申し出がありますので、これを許しました。

○戸沢委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○安藤委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

我が党は、登記のコンピューター化そのものに反対するものではありませんが、本改正案は、登記コンピューター化を手数料値上げや有料化といふ受益者負担で実施しようとしており、また閲覧がないまま見切り発車するものであり、賛成する登記コンピューター化は、事務処理の迅速化に

より利用者の待ち時間を短縮できるし、書面もきれいで読みやすくなるなどの利点もありますが、その反面、閲覧制度の廃止、国民負担の増大、登記所の統廃合の一層の強行など、国民に及ぼす影響は大きく、さらに、その運用いかんによつて困ります。何か、否認するわけじゃないがと、いうふうにおおしゃって、そういう安全対策基準を設けなくともやつておられるんだ、こういうような話なんですが、大臣、これはいいのですか、安全対策基準、そんなものは要らぬみたいなお話をされますが、どうですか。

○福澤政府委員 これはお手元の民行審の答申の十二ページに載っておりますように、一般的なデータ保護対策として、通産省が設定しております電子計算機システム安全対策基準というものがございまして、これに基づく適切な対策を講ずべきことは当然であるということになっておりまして、一応その通産省の基準は十分に尊重して、それに準拠してまいりたいというふうには考えております。

○安藤委員 時間が来ましたので、終わります。

○戸沢委員長 これより討論に入ります。

○戸沢委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○安藤委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

法務省は、一九七二年ごろから登記コンピューター化の検討を始め、八三年に東京法務局板橋出張所にパワロットシステムを導入、八五年に電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律と登記特別会計法をつくり、実験的実施に踏み切りました。当時、中曾根内閣の臨時行革路線のもとで、コンピューター化への移行経費を受益者負担ですべて国民に押しつけようとしてきたため、我が党は右二法案に反対したのであります。主たる反対理由は、一、贈抄本交付手数料、閲覧手数料の値上げなど国民負担の増大、二、将来閲覧制度の廃止が予測される、三、人員不足のため調査、地図の整備など登記の正確さを担保する業務ができるいないのに三千二百人の人員整理をねらっている、などでありま

た。

今回の改正は、右実験的実施、すなわち登記簿と電磁記録による登記ファイルとの並行処理を電磁記録のみによる本格的実施に移そうとするものであります。しかし、國民に新たな負担を押しつけることは、登記情報の目的外利用や國民のプライバシー侵害等多くの危険をもたらしているのであります。したがって、登記コンピューター化が國民本位に進められているかどうかが問題となるのであります。本改正案は、本来國民が期待する改正としまして、本改正案は、本来國民が期待する改正とは違うものと言わざるを得ません。

第一に、本改正案が閲覧制度を廃止しようとしている点であります。

閲覧制度は、國民の権利関係を公証する登記制度の根幹にかかるものであり、これを廃止することは到底認められないといきません。しかも、代替措置として登記事項要約書を交付することとされていますが、登記の原因など重要な部分を見ることができなくなるとともに、文書交付に伴う費用として手数料が大幅に値上げされることは明らかであります。

第二に、法務省が十分な検討と関係者の合意を得ないまま、強引にコンピューター化を推し進めようとしている点であります。

法務省は、一九七二年ごろから登記コンピューター化の検討を始め、八三年に東京法務局板橋出張所にパワロットシステムを導入、八五年に電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律と登記特別会計法をつくり、実験的実施に踏み切りました。当時、中曾根内閣の臨時行革路線のもとで、コンピューター化への移行経費を受益者負担ですべて国民に押しつけようとしてきたため、我が党は右二法案に反対したのであります。主たる反対理由は、一、贈抄本交付手数料、閲覧手数料の値上げなど国民負担の増大、二、将来閲覧制度の廃止が予測される、三、人員不足のため調査、地図の整備など登記の正確さを担保する業務ができるいないのに三千二百人の人員整理をねらっている、などでありま

することはほとんど不可能と言わなければなりません。

とりわけ、コンピューター導入に当たっては、全法務労働組合と十分協議しつつ推進するとの協約があるにもかかわらず、これを無視して一方的に強行しようすることは、断じて認めるわけにはいきません。

第六に、登記コンピューター化により、現在全国で土地建物だけで約二億七千万筆と言われている登記情報が千葉県船橋市にある法務省登記情報センターに一手に集中されることになりますが、この点について、一部に登記情報の目的外利用や国民のプライバシーの侵害などの危険性が指摘されているにもかかわらず、情報の保護対策は十分検証されていないのであります。

第七に、商業登記のコンピューター化は、法務省が次に予定している会社の帳簿の公開に役立たせることを目的に、実験段階も経ぬまま、また全法務労働組合など関係団体の合意を得ないまま強引に導入しようとするものであり、その先取りをしようとすると、賛成できません。

以上七点にわたって述べましたように、本改正案は、真に国民にとって利益となるコンピューター化とは到底言いがたい内容であり、拙速のそしりを免れ得ない改悪案であると言わざるを得ず、我が党は反対の態度を表明するものであります。

以上をもって反対討論を終わります。

○戸沢委員長 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○戸沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○戸沢委員長 次に、ただいま可決いたしました不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法

律案に対し、逢沢一郎君外三名から、自由民主党・民社党・日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及

議を付すべしとの動議が提出されております。逢沢

一郎君。

○逢沢委員長 ただいま議題となりました附帯決議について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

不動産登記法及び商業登記法の一部を改

正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、電子情報処理組織を用いて登記を行

う制度の導入に当たり、次の諸点について格段

の努力をすべきである。

一 登記簿の改製については、効率性の確保に

よる国民の負担の軽減とともに、登記制度の

利用者の利便に十分配慮すること。

二 登記情報システムの管理運営及び評価につ

いては、遺憾のないよう万全を期することも

に、そのシステムの導入が国民のプライバ

シーの侵害をもたらすことのないよう十分配

慮すること。

三 登記手数料を適正に設定し、国民に過度の

負担とならないようになります。

四 関係職員の健康その他勤務条件に配慮する

こと。

五 登記の真正を確保するため、保証書制度の

見直し等制度・手続の改善、審査事務の充

実、専門家の能力の活用等の諸施策を推進す

るとともに、登記申請の代理の制度の整備に

ついて検討すること。

以上です。

本案の趣旨につきましては、当委員会の質疑の過程で既に明らかになっておりますので、省略いたします。

何とぞ本附帯決議案に御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○戸沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸沢委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、林田法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林田法務大臣。

○林田国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○戸沢委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○戸沢委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

さよう決しました。

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よって、

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○戸沢委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○戸沢委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十四分散会

法務委員会議録第九号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

二〇 二六 署名 証明

二七 三四 移行された 移行させた

二八 四末 それは これは

三三 四末 ニコスセンサス コンセンサス

三四 三 申請 真正

三四 二〇〇 ですから ですから

三四 二〇一 甲号

三四 六 校合

三四 一二 本者に 本当に

三三 第十一号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

二〇 一一 報道 情報

二〇 一九 証書 書記

二〇 一二 兼一子 兼子一

二二 一七 事情を 情を

二二 末七 謄抄本 謄抄本

同 第十二号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

四三 三 思うが 思うが、

昭和六十三年五月二十一日印刷

昭和六十三年五月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局